

(案)

「接続料の算定等に関する研究会 第五次報告書(案)」
に対する意見及びその考え方

意見募集期間:令和3年7月2日(金)~同年8月2日(月)
案件番号:145209768

意見提出者一覧

意見提出者 12件(法人:10件、個人:2件)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	レンジャーシステムズ株式会社
2	個人A
3	楽天モバイル株式会社
4	西日本電信電話株式会社
5	東日本電信電話株式会社
6	ソフトバンク株式会社
7	一般社団法人テレコムサービス協会
8	株式会社オプテージ
9	株式会社NTTドコモ
10	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
11	KDDI株式会社
12	個人B

■接続料の算定等に関する研究会 第五次報告書（案）

・全般

意見	考え方	修正の有無
<p>意見 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 芯線利用率に関するNTT東西の調査について、今回のサンプル追加は調査対象ビルの選択基準が不透明であり、実態把握の強化に繋がるとは言い難い。 ● このため、NTT東西においては、調査対象ビルを追加する、または、調査対象の追加を不要と考える場合は、現在の調査対象数で実態把握が適正に行える理由を説明すべき。さらに、調査対象ビル並びにケーブルの選択が恣意的でなく、実態把握に資する偏りのないデータであることを説明すべき。 ● 依然として加入光ファイバの接続料原価に占める報酬の割合が大きい状況に鑑み、「光ケーブルの未利用芯線」の扱いの議論が研究会でなされていることや、NTT東西の自己資本比率の高さといった観点から、報酬の在り方について研究会の場で改めて包括的に議論すべき。 	<p>考え方 1</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 加入光ファイバの未利用芯線に係る議論について、接続料の算定等に関する研究会（以下、「研究会」と記載します。）第4次報告書（2020年9月25日）において、「NTT東日本・西日本においては、現行のNTT東日本・西日本それぞれ大規模、中規模、小規模ビルの計6ビルにおける時系列データの収集に加え、更なるサンプル数の増加を検討するなど、実態把握の強化に向けた取組を継続することが適当」とされたところ、第43回研究会（2021年4月13日）で公表された令和2年12月末時点の調査データでは、東日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT東日本殿」といいます。）及び西日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT西日本殿」といいます。）（以下、併せて「NTT東西殿」と記載します。）それぞれ架空光ケーブル調査対象ビルが1ビル追加されるに留まりました。 ○ 今回のサンプル追加は調査対象ビルの選択の基準も不透明であり、実態把握の強化に繋がるとは到底言い難いことから、NTT東西殿においては、次の対応を行うべきと考えます。 <p>・ 調査対象ビルをさらに追加すること。また、NTT東西殿が調査対象の追加が不要と考える場合は、現在の調査対象数で実態把握が適正に行える理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加入光ファイバの未利用芯線に関しては、本研究会の第四次報告書において、「NTT東日本・西日本においては、現行のNTT東日本・西日本それぞれ大規模、中規模、小規模ビルの計6ビルにおける時系列データの収集に加え、更なるサンプル数の増加を検討するなど、実態把握の強化に向けた取組を継続することが適当」とされたことを踏まえて、令和2年12月末時点の調査において、調査対象ビルがNTT東日本・西日本でそれぞれ一件ずつ追加されたものと承知しています。 ○ 第四次報告書において「加入光ファイバの未利用芯線については、第三次報告書において示されたとおり、今後も調査を行い時系列のデータを蓄積することにより投資の合理性に関する検証を継続することが必要」としているところであり、御意見も踏まえつつ、今後も実態把 	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>を説明すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象ビルや調査対象ケーブルの選択が恣意的ではなく、実態把握に資する偏りのないデータであることをその選定理由等から説明すること <p>○ また、第 43 回研究会（2021 年 4 月 13 日）において、構成員からも特に NTT 東日本殿の自己資本比率の高さについて指摘がありましたが、〈参考資料 1〉にあるように依然として加入光ファイバの接続料原価に占める報酬の割合は大きい状況です。</p> <p>○ こうした状況に鑑みれば、例えば以下のような論点も含め様々な視点から、改めて研究会の場で報酬の在り方について包括的に議論すべきと考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「光ケーブルの未利用芯線」の扱いの議論が研究会でなされていること。 2. 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見募集-実績原価方式に基づく平成 28 年度の接続料の改定等-」において、KDDI 殿が「報酬額を算定するための資本構成比について、裁量排除の観点等から、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いることが妥当」である旨意見し、それに対して、平成 28 年度接続料に係る情報通信行政・郵政行政審議会答申書（平成 28 年 3 月 31 日）において、「総務省において参考とすることが適当」とされていること。 3. 公共料金算定における自己資本比率として、電力業界では30%（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第5条第4項）、ガス業界では35%（一般ガス事業供給約款料金算定規則別表第1第2表）と固定されているところ、今回適用のNTT東日本殿における自己資本比率は78.4%、NTT西日本殿における自己資本比率は54.3%と他業界に比し著しく高い状況にあることから、例えば固定値や上限を設けることに対する是非について。 	<p>握や検証を行うことが重要と考えます。</p> <p>○ NTT東日本・西日本の自己資本比率の高さや報酬の在り方については、総務省においては、資本調達の実態を適切に反映する観点から、報酬の動向を注視するとともに、必要に応じて更なる見直しを検討することが適当と考えます。その際、御意見も参考にしつつ、検討を行うことが適当と考えます。</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>＜参考資料 1＞加入光ファイバ接続料原価に占める報酬の割合*</p> <p style="text-align: center;">【NTT東日本殿】</p> <p style="text-align: center;">【NTT西日本殿】</p> <p>* 情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会（第 102 回）配布資料より当社作成 ただし、FY19 は NTT 東西殿「網使用料算定根拠 加入光ファイバ」より当社作成</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		

・第1章 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証

意見	考え方	修正の有無
1. 検証の経緯		
意見2 ● 卸料金は、本来、事業者間の協議によって柔軟に決められるべきものであり、その料金に規制を課すことは適切ではない。	考え方2	
○ 卸役務について、「接続料の算定等に関する研究会 第五次報告書（案）（以下、本報告書（案））」では、「「接続」と、原則非規制の「卸役務」の形態が並立することにより、提供条件等の適正性確保と柔軟な設備利用のバランスが図られてきた。しかしながら、他事業者からこれらの指定設備を用いた卸役務の料金の適正性について、累次の課題が指摘されるなど、制度に期待された適切なバランスが図られていない事態が生じていた」と記載されていますが、卸料金は、本来、事業者間の協議によって柔軟に決められるべきものであり、その料金に規制を課すことは適切ではないと考えます。 【株式会社NTTドコモ】	○ 卸料金については、現行制度においては事業者間の相対契約の中で決定することを基本としておりますが、他事業者から指定設備卸役務の料金の適正性について、長期にわたる高止まりなど累次の課題が指摘されることなどがあったことから、こうした課題に対応するため、必要な制度整備等の検討を行うことは何ら否定されるものではないと考えます。	無
2. 光サービス卸における卸料金の検証		
意見3 ● 適切なサービス卸料金及び各種透明性の向上について引き続き注視し、状況に応じて必要な対応をとることに賛同。	考え方3	
○ 適切なサービス卸料金及び各種透明性の向上について引き続き注視し、状況に応じて必要な対応をとることに賛同いたします。 【楽天モバイル株式会社】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見4 ● 光サービス卸の卸料金はこれまでも自主的に3度に亘り値下げしており、今後も継続して光サービス卸の卸料金や提供条件等の見直しを検討していく考え。 ● 契約内容についても、一部の片務的な条項の見直しを自主的に行う等、光サービス卸に係る提供条件等の適正性・公平性・透明性の確保に向けた取組みを行ってきているところ。 ● なお、これまでも光サービス卸の提供開始にあたり、フレッツ光からの「転用」の実現を含めた光サービス卸提供のための基盤システムの開発や、卸先事業者が光サービス卸を活用しやすい環境整備に向けて取り組んできたことに加え、今後も、既存の卸先事業者からの様々な要望への対応・支援、卸先事業者の増加に伴	考え方4	

意見	考え方	修正の有無
<p>う事業の立ち上げ期における導入サポート業務、東西間の運用差分の解消、事業者変更のような新たなスキームの導入等に取り組んでいくことや、設備の老朽化や技術の進展に伴う設備投資等を踏まえれば、光サービス卸の卸料金は、コストの変動に応じて料金をリニアに増減させることにはならないと考える。</p> <p>● また、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく「その他の検証」および「時系列検証」の実施・報告についても、引き続き丁寧に対応していく考え。</p>		
<p>○ 光サービスの需要の伸びが鈍化し、市場が成熟段階を迎える中、通信事業者が限られた市場でユーザを奪い合うスイッチング競争から競争のステージを変え、光サービスを通信以外の事業者を含む様々なプレイヤーにも活用いただき、光サービスの価値を上げることで新たな需要を開拓することを目的に、2015年2月に光サービス卸を開始しました。</p> <p>○ その後、光サービスは他産業を含む様々なサービスを支える基盤となり、多様なプレイヤーによる新たな市場の創造や ICT による地方創生を促進するために卸料金をこれまでも自主的に3度に亘り値下げしており、今後も継続して光サービス卸の卸料金や提供条件等の見直しを検討していく考えです。</p> <p>○ また、契約内容についても、双方の合意を前提とした一般的な企業間取引契約と同様の規定となっているものの、一部の片務的な条項の見直しを自主的に行う等、光サービス卸に係る提供条件等の適正性・公平性・透明性の確保に向けた取組みを行ってきています。</p> <p>なお、これまでも光サービス卸の提供開始にあたり、新たなスキームとなるフレッツ光からの「転用」の実現を含めた光サービス卸提供のための基盤システムの開発や、サービス提供開始後にも「注文受付～工事手配までの納期短縮に向けたビジネス系サービスの受付センタ拡充(2017年度)」、「事業者変更」の導入によるシステムの大規模改修(2019年度)」等、卸先事業者が光サービス卸を活用しやすい環境整備に向けて取り組んできたことに加え、今後も、既存の卸先事業者からの様々なご要望への対応・支援、卸先事業者の増加に伴う事業の立ち上げ期における導入サポート業務、東西間の運用差分の解消、事業者変更のような新たなスキームの導入等に取り組んでいくことや、設備の老朽化や技術の進展に伴う設備投資等を踏まえれば、光サ</p>	<p>○ 本報告書案のとおり、引き続き、NTT東日本・西日本においては、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)に定める検証ステップ①の検証結果により、本ガイドラインに定める検証ステップ②の検証が不要となる場合又は検証方法に変更がある場合を除き、2021年以降、毎年11月末までに「その他の検証」及び「時系列検証」を実施し、その検証結果を総務省に報告するとともに、総務省においては、その検証結果を確認し、必要に応じて、追加的な対応を検討していくことが適当と考えます。</p> <p>○ また、この検証作業を当面継続しつつ、総務省においては、前提となる環境整備として、事業者間協議が有効に機能し、料金その他の提供条件の適正化が自律的に進むような制度整備の検討を行うことが適当と考えます。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>ービス卸の卸料金は、コストの変動に応じて料金をリニアに増減させることにはならないと考えます。</p> <p>○ また、当社は「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく「その他の検証」および「時系列検証」の実施・報告についても、引き続き丁寧に対応していく考えです。</p> <p style="text-align: center;">【西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社】</p>		
<p>意見5</p> <p>● 光サービス卸の原価となるNTT東西の接続料について、当社試算では光サービス卸の提供開始時に比べ、卸料金と接続料の差額は拡大傾向である。接続料が下がった年度でも卸料金の値下げは必ずしも行われておらず、卸料金については接続料に連動して毎年見直すべきと考える。</p>	考え方5	
<p>○ 光サービス卸の原価となるNTT東西殿の接続料について、当社試算*（〈参考資料2〉参照）では光サービス卸の提供開始時に比べ、卸料金と接続料の差額は拡大傾向であり、接続料が下がった年度でも卸料金の値下げは必ずしも行われていません。卸料金については接続料に連動して毎年見直すべきと考えます。</p> <p>また、光サービス卸の提供開始当初より差額が拡大しているため卸料金の引き下げ余地は十分にあると考えられること、株式会社NTTドコモ殿が日本電信電話株式会社殿の完全子会社となり、光サービス卸の提供条件適正化圧力がさらに損なわれる恐れがあり、NTTグループ体化による内部相互補助の懸念が増大していること等に鑑みれば、総務省殿における今後の検証では、提供条件の適正化に向けた検討を進めると共に、NTT東西殿においても更なる値下げを検討すべきと考えます。</p> <p>* 試算において光信号主端末回線の収容率については、2019年度までは申請概要資料（2016年5月18日）に記載された値を適用し、2020年度以降は2019年度の収容率を横引きし試算（その他試算の前提は〈参考資料2〉下部に記載）</p> <p>申請概要資料（2016年5月18日） https://www.soumu.go.jp/main_content/000421270.pdf</p>	<p>○ 本報告書案のとおり、引き続き、NTT東日本・西日本においては、本ガイドラインに定める検証ステップ①の検証結果により、本ガイドラインに定める検証ステップ②の検証が不要となる場合又は検証方法に変更がある場合を除き、2021年以降、毎年11月末までに「その他の検証」及び「時系列検証」を実施し、その検証結果を総務省に報告するとともに、総務省においては、その検証結果を確認し、必要に応じて、追加的な対応を検討していくことが適当と考えます。</p> <p>○ また、この検証作業を当面継続しつつ、総務省においては、前提となる環境整備として、事業者間協議が有効に機能し、料金その他の提供条件の適正化が自律的に進むような制度整備の検討を行うことが適当と考えます。</p>	無

意見	考え方	修正の有無																																																																																																
<p data-bbox="232 234 1160 264">＜参考資料2＞光サービス卸の原価になるNTT東西殿接続料に関する当社試算</p> <div data-bbox="232 284 1205 614"> <table border="1"> <caption>【NTT東日本殿】 (円/月・回線)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取寄品接続機能</th> <th>局内SP OSU</th> <th>主端末回線</th> <th>分岐端末回線等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>FY15</td><td>478</td><td>124</td><td>792</td><td>522</td><td>2,515</td></tr> <tr><td>FY16</td><td>394</td><td>105</td><td>704</td><td>648</td><td>2,451</td></tr> <tr><td>FY17</td><td>400</td><td>107</td><td>638</td><td>664</td><td>2,410</td></tr> <tr><td>FY18</td><td>446</td><td>126</td><td>570</td><td>673</td><td>2,414</td></tr> <tr><td>FY19</td><td>403</td><td>134</td><td>451</td><td>626</td><td>2,214</td></tr> <tr><td>FY20</td><td>359</td><td>101</td><td>431</td><td>628</td><td>2,119</td></tr> <tr><td>FY21</td><td>325</td><td>80</td><td>394</td><td>573</td><td>1,973</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>【NTT西日本殿】 (円/月・回線)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取寄品接続機能</th> <th>局内SP OSU</th> <th>主端末回線</th> <th>分岐端末回線等</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>FY15</td><td>492</td><td>131</td><td>921</td><td>563</td><td>2,708</td></tr> <tr><td>FY16</td><td>437</td><td>127</td><td>788</td><td>734</td><td>2,686</td></tr> <tr><td>FY17</td><td>479</td><td>99</td><td>709</td><td>749</td><td>2,637</td></tr> <tr><td>FY18</td><td>538</td><td>132</td><td>638</td><td>775</td><td>2,683</td></tr> <tr><td>FY19</td><td>496</td><td>124</td><td>472</td><td>761</td><td>2,453</td></tr> <tr><td>FY20</td><td>473</td><td>94</td><td>451</td><td>767</td><td>2,384</td></tr> <tr><td>FY21</td><td>324</td><td>102</td><td>404</td><td>695</td><td>2,125</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="271 651 421 675">【試算の前提】</p> <ul data-bbox="271 687 1209 1390" style="list-style-type: none"> 分岐端末回線等 電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款(以下、「NTT東西殿接続約款」といいます。)上の、①光信号分岐端末回線に係る加算料(保守タイプ1-2)、②光信号分岐端末回線管理機能、③光屋内配線を利用する場合の加算額(保守タイプ1-2)の合計 主端末回線 NTT東西殿接続約款上の、光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むもの)に限ります。)により1芯にて伝送を行う機能(保守タイプ1-2)を、 各年度の収容率で除して試算 ※ 各年度の収容率は、2019年度までは申請概要資料(2016年5月18日)に記載された値を適用し、2020年度以降は2019年度の収容率を横引きし試算 申請概要資料(2016年5月18日) https://www.soumu.go.jp/main_content/000421270.pdf 局内SP OSU NTT東西殿接続約款上の、①光信号多重分岐機能(光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能)1Gbit/sタイプの内、光信号主端末回線の最大収容数が4のものまたは光信号端末回線の最大収容数が4のもの(保守タイプ1-2)の料金と、②端末回線伝送機能(端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能)で光信号伝送装置により符号伝送が可能なもの内、光信 </div>	年度	取寄品接続機能	局内SP OSU	主端末回線	分岐端末回線等	合計	FY15	478	124	792	522	2,515	FY16	394	105	704	648	2,451	FY17	400	107	638	664	2,410	FY18	446	126	570	673	2,414	FY19	403	134	451	626	2,214	FY20	359	101	431	628	2,119	FY21	325	80	394	573	1,973	年度	取寄品接続機能	局内SP OSU	主端末回線	分岐端末回線等	合計	FY15	492	131	921	563	2,708	FY16	437	127	788	734	2,686	FY17	479	99	709	749	2,637	FY18	538	132	638	775	2,683	FY19	496	124	472	761	2,453	FY20	473	94	451	767	2,384	FY21	324	102	404	695	2,125		
年度	取寄品接続機能	局内SP OSU	主端末回線	分岐端末回線等	合計																																																																																													
FY15	478	124	792	522	2,515																																																																																													
FY16	394	105	704	648	2,451																																																																																													
FY17	400	107	638	664	2,410																																																																																													
FY18	446	126	570	673	2,414																																																																																													
FY19	403	134	451	626	2,214																																																																																													
FY20	359	101	431	628	2,119																																																																																													
FY21	325	80	394	573	1,973																																																																																													
年度	取寄品接続機能	局内SP OSU	主端末回線	分岐端末回線等	合計																																																																																													
FY15	492	131	921	563	2,708																																																																																													
FY16	437	127	788	734	2,686																																																																																													
FY17	479	99	709	749	2,637																																																																																													
FY18	538	132	638	775	2,683																																																																																													
FY19	496	124	472	761	2,453																																																																																													
FY20	473	94	451	767	2,384																																																																																													
FY21	324	102	404	695	2,125																																																																																													

意見	考え方	修正の有無
<p>号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号端末回線または光局内スプリッタの最大数が1のもの(保守タイプ1-2)の料金の合計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収容局接続機能 <p>NTT 東西殿接続約款上の一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能の料金と、網使用料算定根拠(NGN)上の収容ルータ装置数を積算した後、フレッツ光(コラボ光含む)の契約数で除して試算</p> <p>※ フレッツ光(コラボ光含む)の契約数は、NTT 東西殿がHP上で公表しているサービス概況等を参照(ただし、FY21は過去3年の契約数の増加率の平均を用いて当社試算)</p> <p>NTT 東日本殿 https://www.ntt-east.co.jp/info-st/subs/koho/</p> <p>NTT 西日本殿 https://www.ntt-west.co.jp/corporate/about/service.html</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見6</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 光サービス卸が開始された2015年以降、毎年値下げが行われる接続料に対して、卸料金の値下げはその対象や回数、金額において必ずしも連動しておらず、光サービス卸の卸料金については、接続料との一定の連動性が確保されるべきものであり、今後も検証により値下げが実施されることを期待。 	<p>考え方6</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証により、光サービス卸の運営に係るコスト項目が示されるとともに、卸料金の値下げが実施されました。 <p>卸料金の約7割は接続料相当額が占めていると認識しておりますが、光サービス卸が開始された2015年以降毎年値下げが続く接続料に対して、卸料金の値下げはその対象や回数、金額において必ずしも連動しておりません。</p> <p>光サービス卸の卸料金については、接続料との一定の連動性が確保されるべきものと認識しており、今後も検証により値下げされることを期待いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会・FVNO委員会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案のとおり、引き続き、NTT東日本・西日本においては、本ガイドラインに定める検証ステップ①の検証結果により、本ガイドラインに定める検証ステップ②の検証が不要となる場合又は検証方法に変更がある場合を除き、2021年以降、毎年11月末までに「その他の検証」及び「時系列検証」を実施し、その検証結果を総務省に報告するとともに、総務省においては、その検証結果を確認し、必要に応じて、追加的な対応を検討していくことが適当と考えます。 ○ また、この検証作業を当面継続しつつ、総務省においては、前提となる環境整備として、事業者間協議が有効に機能し、料金その他の提供条件の適正化が自律的に進むような制度整備 	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
	の検討を行うことが適当と考えます。	
<p>意見7</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 卸役務と接続との代替性に着目した検証が行われているが、光サービス卸については、卸、接続、自己設置がサービス提供の選択肢として存在し、多種多様なプレイヤーが市場参入していることを踏まえると、卸役務と接続の代替性検証により、自己設置も含めた公正な競争環境に影響が生じないことが重要。 ● 自らリスクを取って設備投資を行っているNTT東西も含めた自己設置事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても十分考慮することが必要。 	考え方7	
<p>○ モバイル通信分野とは異なり、固定通信の分野では卸先事業者、接続事業者に加え、自己設置事業者が存在し、この三者によって公正な競争環境が機能しております。今般、卸役務と接続との代替性に着目した検証が行われていますが、光サービス卸につきましては、卸、接続、自己設置がサービス提供の選択肢として存在し、多種多様なプレイヤーが市場参入していることを踏まえると、卸役務と接続の代替性検証により、自己設置も含めた公正な競争環境に影響が生じないことが重要であると考えます。この点、自らリスクを取って設備投資を行っているNTT東西殿も含めた自己設置事業者の設備投資インセンティブに与える影響についても十分考慮いただくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定電気通信設備については、他の事業者の事業展開上、不可欠性や交渉上の優位性を有することから、「接続」に関するルールにより、他事業者が当該設備を利用する際の条件等に関する適正性、公平性、透明性等の担保が図られてきたところです。 ○ 指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件により、「接続」が利用可能であれば、指定事業者以外の電気通信事業者は自らの判断で指定電気通信設備の利用方式を選択可能である一方、「接続」による代替が実質的に困難な指定設備卸役務については、不可欠性や交渉上の優位性に対する手当が不十分な環境で指定事業者と「卸役務」の交渉を行うこととなり、場合によっては、不利な契約条件等を受け入れざるを得ないこととなります。 ○ このため、卸役務と接続の代替性を検証することにより、適正な卸役務の交渉が期待できるかという点を評価しているものです。 ○ したがって、御意見にある指定事業者以外の自己設置事業者の状況自体は、本検証の直接の評価基準とはなりません。今後の継続的な検証や制度整備の検討に当たっては、市場におけ 	無

意見	考え方	修正の有無
	<p>る競争環境も踏まえながら、検証や検討を行うことが適当と考えます。</p>	
<p>意見8</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2021年以降も「接続」と「卸役務」の検証を実施し総務省に報告する事について賛同。 ● 卸のコストについて更なる精査、明確化が必要。特に、接続料で明確化されたそれぞれのコンポーネントごとに、卸に特化したコストについて明確化が必要。 	<p>考え方8</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 2021年以降も「接続」と「卸役務」の検証を実施し総務省に報告する事について、賛同します。 ○ 2019年ベースで接続と光コラボの差額（概ね3割程度）に対し、運営費が掛かっているとしている事について妥当であるかについては、それぞれのコストについての確認した上で検証されるべきでないかと考えます。とりわけ卸のコストについて更なる精査、明確化をお願いしたいと思います。特に接続料で明確化されたそれぞれのコンポーネント毎に、卸に特化したコストについて明確化をお願いします。 ○ 例えば注文受付に関連する費用について、加入時の申し込みや工事に係る費用については工事費に含めて扱うべきではないか等、コストの付け方が適正であるかについても確認が必要と考えます。 【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ また、本年2月に行った光サービス卸に係る検証においては、卸料金と接続料相当額の差額について、概算額が示されるとともに、その差額で回収が見込まれる費用の項目も詳細に明らかになったところであり、まずは、この検証結果を踏まえ、NTT東日本・西日本と卸先事業者・関係団体において具体的に協議を実施することが期待されることです。 ○ こういった協議の状況等を踏まえ、必要な場合には、本ガイドラインの見直しを含め、対応を検討していくことが適当と考えます。 ○ 加えて、この検証作業を当面継続しつつ、総務省においては、前提となる環境整備として、事業者間協議が有効に機能し、料金その他の提供条件の適正化が自律的に進むような制度整備の検討を行うことが適当であり、本報告書案にも記載しているとおり、光サービス卸やモバイル音声卸など公正競争上の影響が大きい卸役務については、例えば、卸料金その他の提供条件等についての卸先事業者への事前の情報開示を義務付けるなどのルール整備について検討を行うことが適当と考えます。 	<p>無</p>
<p>意見9</p>	<p>考え方9</p>	

意見	考え方	修正の有無
<ul style="list-style-type: none"> ● 卸料金と接続料は一概には比較できないものの、接続料相当額の下げ幅が大きくなっているのに対し卸料金の下げ幅は比較的小さいものであることから、値下げ規模がもう少しリンクされてよいものとする。 ● 研究会において、コストの内訳を開示し、NTTのコスト低減に向けた取り組みを把握した上で精査すべき。 ● 卸サービスが過剰な運用や非効率な運用になっている項目がないか、サービス品質をプロバイダが検証できるようにすべき。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 当協会としましては従前より、総務省殿による卸料金の内容についての詳細な検証による透明性の確保を主張していましたが、今般の報告書はNTTの自己評価による管理を認めた上での報告書案となっており、遡っての主張は難しいかと思いますが、今後11月以降の卸料金の更なる低減を実現していく上でも現時点で行ない得る要望を述べたいと存じます。 ○ 小売料金から営業コストを除外する卸と原価を積み上げて算定する接続の料金を比較するのは一概にできるものではないことは認識しておりますが、接続料相当額の下げ幅が大きくなっているのに対し卸料金の下げ幅は比較的小さいものであることから、値下げ規模がもう少しリンクされてよいと考えます。 ○ リンクしない理由が接続料以外の卸役務に特化したコストによるものであるならばそのコストは逆にはね上がっている事になりますし、そうで無いとすると、卸役務に特化したコスト以外のコストが卸料金に紛れ込んでいる可能性が高いと思われます。 ○ NTT東西の人員が増加し、また事業者の要請への対応があったとしても、回線数は増加している中で1回線あたりのコストが上がるのであれば効率化の余地があると考えます。 ○ 研究会ではその他コストの内訳を開示いただき、NTTのコスト低減に向けた取り組みを把握した上で精査いただきたいと考えます ○ また卸サービスが過剰な運用や非効率な運用になっている項目がないか、サービス品質をプロバイダが検証できるようにしていただきたいと考えます。 <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案のとおり、引き続き、NTT東日本・西日本においては、本ガイドラインに定める検証ステップ①の検証結果により、本ガイドラインに定める検証ステップ②の検証が不要となる場合又は検証方法に変更がある場合を除き、2021年以降、毎年11月末までに「その他の検証」及び「時系列検証」を実施し、その検証結果を総務省に報告するとともに、総務省においては、その検証結果を確認し、必要に応じて、追加的な対応を検討していくことが適当と考えます。 ○ また、この検証作業を当面継続しつつ、総務省においては、前提となる環境整備として、事業者間協議が有効に機能し、料金その他の提供条件の適正化が自律的に進むような制度整備の検討を行うことが適当であり、本報告書案にも記載しているとおり、光サービス卸など公正競争上の影響が大きい卸役務については、例えば、卸料金その他の提供条件等についての卸先事業者への事前の情報開示を義務付けるなどのルール整備について検討を行うことが適当と考えます。 	無
<p>3. モバイル音声卸料金の検証</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>意見10</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。 ● プレフィックス自動付与に係る接続機能が実装されたものの、今後MVNOによる利用が進み、機能面等で何らかの課題等が明らかになる可能性があり、また、現時点では判断できない点も多く存在することから、半年程度の判断期間を設けて再度検証を行うとともに、必要に応じて代替性検証の在り方に関する検討を行うことが適当。 ● 総務省において、再度の検証を進めることに加え、再検証までの期間においても市場の競争環境に問題があると確認された場合は、速やかに解決に向けた取り組みを行うことを要望。(一者) 	<p>考え方10</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ モバイル音声卸に関する「接続」と「卸役務」の代替性に関する検証において、二種指定事業者各社からプレフィックス自動付与に係る接続機能が実装されたものの、MVNOにおける利用はこれから進んでいく状況であり、利用が進むに連れて、今後機能面等で何らかの課題等が明らかになる可能性も否定できません。 ○ また、「制約的な提供条件がなく多くのMVNOが現在広く使われている卸から容易に移行し、利用できるか。」「モバイル音声卸料金が単に見直しが行われたということだけでなく、MVNOにおいて多様な料金メニューを利用者に魅力的な料金で提供可能とする水準かどうか。」等、現時点では判断ができない点も多く存在することから、「半年程度の判断期間を設けて再度検証を行うとともに、必要に応じて代替性検証の在り方に関する検討を行うことが適当である。」とされた本報告書案に賛同いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】 ○ モバイル音声サービスは実質的に卸役務でのみ利用可能であり、その卸料金は長年横ばいであったところ、本代替性検証の取り組みにより、二種指定事業者において音声卸の料金が低減されるとともに、プレフィックス自動付与機能の提供が進展し、公正な競争環境の確保が進んだことについて感謝申し上げます。 ○ 今後、市場の変化に応じて、接続料金(中継事業者料金を含むプレフィックス自動付与機能を用いた音声サービス提供に係る料金)と卸料金がともに 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 代替性検証については、現時点で保留としており、本年12月までの接続機能の存在や交渉状況等各社の取組の進捗等を踏まえ、総務省において再度検証を行うとともに、必要に応じて代替性検証の在り方に関する検討を行うことが適当と考えます。 	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>継続的に低廉化することにより、MVNOにおけるモバイル音声サービス設計の自由度が増し、MNOとMVNO間の公正な競争環境がより確保され、音声サービスがさらに充実するといった好循環を生むものと期待しております。</p> <p>○ 一方で、プレフィックス自動付与機能について実装はされたものの、多くのMVNOはこれから利用を進める状況であることから、現時点においては、MVNOが制約的な条件なく利用できるか評価を行うことは難しいと考えます。また、卸料金についても、単に卸料金が見直されたということだけでなく、その料金について、MVNOが市場競争力を持てる水準であるか、また継続的な音声卸料金の低減にプレフィックス自動付与機能が寄与しているか評価されることが重要であると考えます。これらを踏まえると、モバイル音声サービスの代替性検証を半年程度保留して再度検証することは妥当であると考えます。</p> <p>○ しかしながら、昨今の移動系通信市場の料金競争の激しさから、モバイル音声サービス提供における同等性は早期に確保されることが重要であると考えますので、総務省殿においては、再度の検証を進めていただくことに加え、再検証までの期間においても市場の競争環境に問題があると確認された場合は、速やかに解決に向けた取り組みを行っていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見11</p> <p>● MVNOがプレフィックス自動付与機能を利用するにあたってSIM交換を必要とする仕様について、SIM交換を不要とする対応準備に着手しており、この件についての制約的条件は解消されるものと認識。</p>	<p>考え方11</p>	
<p>○ すでに当研究会においても報告していますが、MVNOがプレフィックス自動付与機能を利用するにあたってSIM交換を必要とする仕様について、弊社はSIM交換を不要とする対応準備に着手しており、この件についての制約的条件は解消されるものと認識しております。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 代替性検証については、現時点で保留としており、本年12月までの接続機能の存在や交渉状況等各社の取組の進捗等を踏まえ、総務省において再度検証を行うとともに、必要に応じて代替性検証の在り方に関する検討を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ 御指摘のSIM交換を不要とする対応の進捗状況も当該再度検証の中で確認することが</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
	適当と考えます。	
4. 今後の検討		
<p>意見12</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 卸先事業者への情報開示について、当社としては、省令に基づく対応に留まらず、開示内容の検討も含めて卸先事業者と引き続き協議を進めていく考えであり、光サービス卸については、現時点、具体的な問題が生じていない中、さらなる開示を義務づける必要はない。 ● このことを踏まえれば、光サービス卸の卸料金やその他の提供条件等を卸先事業者に対して事前に情報開示を行うことを義務付けるといった電気通信事業法の改正も含めたルール整備の検討が直ちに必要状況ではなく、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく対応を継続するとともに事業者による自主的な情報開示等の取組みを注視していくことが適当。 ● 卸元事業者に適正に協議を促すための方策として、「適正原価・適正利潤による卸料金での卸役務の提供義務を課すこと」が例示されているが、卸役務に接続と同等の料金規制を課すことには問題がある。 ● F T T Hアクセスサービス市場について、Society5.0等の実現につなげるために、総務省においては、設備構築事業者と多様なプレイヤーとの協業による新サービスの創出や新たな技術開発につながる後押しを進めるべき。 	<p>考え方12</p>	
<p>○ 卸先事業者への情報開示については、当社としては、省令に基づく対応に留まらず、開示内容の検討も含めて卸先事業者と引き続き協議を進めていく考えであり、光サービス卸については、現時点、具体的な問題が生じていない中、さらなる開示を義務づける必要はないと考えます。</p> <p>以上を踏まえれば、光サービス卸の卸料金やその他の提供条件等を卸先事業者に対して事前に情報開示を行うことを義務付けるといった電気通信事業法の改正も含めたルール整備の検討が直ちに必要状況ではなく、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく対応を継続するとともに事業者による自主的な情報開示等の取組みを注視していくことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、卸元事業者に適正に協議を促すための方策として、「適正原価・適正利潤による卸料金での卸役務の提供義務を課すこと」が例示されていますが、以下のとおり、卸役務に接続と同等の料金規制を課すことには問題があ</p>	<p>○ 卸役務に係る制度の趣旨は、事業者間協議が有効に機能することで料金その他の提供条件の適正化が自律的に進むことにあり、光サービス卸については、本ガイドライン策定に関する議論を開始する前に卸業金の値下げが2度行われているものの、本研究会や総務省が本ガイドラインによる検証作業をしなければ卸役務の適正化が進まないという現在の状況は望ましいものではないと考えます。</p> <p>○ このため、これまでの卸役務に係る制度の下では、卸役務に係る料金その他の提供条件の適正化が十分に進まなかったことを踏まえ、「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関する</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>ると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ FTTH アクセスサービス市場においては、①当社から卸役務の提供を受けてサービス提供する「卸先事業者」、②自ら構築した設備と当社の設備を接続してサービス提供する「接続事業者」、③自ら構築した設備によりサービス提供する「自己設置事業者」の3者が、投資に対するリスクとリターンを評価した上で策定したそれぞれの事業戦略により熾烈なサービス競争を展開している中で、当社の卸役務に対して接続と同等の厳しい規制を設けることは「卸先事業者」のみを過度に優遇することに繋がり、結果として3者間のサービス競争を歪めることに加え、自ら設備を構築してサービス提供する事業者と卸役務提供を受けてサービス提供する事業者との間での投資に対するリスクとリターンの関係でも見てもバランスを欠くこと。 ✓ 多様な事業者が卸役務/接続/自己設置のいずれかでの提供を選択することが可能である中、設備構築事業者による通信速度の高速化をはじめとする設備競争や、卸先事業者等によるセット割引や付加サービス等のサービス競争が進み、当社だけではなく他事業者においても契約数が増加しており、市場全体が伸長してきていること。 ✓ 接続に課せられている一連の厳格な規制（接続応諾義務や第一種指定電気通信設備のアンバンドル義務、適正原価・適正利潤に基づく接続料金規制）は、接続事業者との設備競争を促進することを前提に設けられた規律であり、卸先事業者が設備の設置を行わない卸役務に対しても同様の規律を設けることは、設備構築事業者のみが過大な設備投資のリスクを負うこととなるため、リスクをとって設備投資を行う事業者がいなくなることで、ブロードバンドエリアの拡大・維持だけでなく、技術革新のための研究開発投資や、既存エリアでの高度化投資（高速化）等も停滞するおそれがあること。 <p>○ 現に、FTTHアクセスサービス市場は、光サービス卸の導入以降、異業種を含む多様なプレイヤーが市場に参入しており、遠隔教育やテレワーク、オン</p>	<p>ガイドライン」に基づく検証作業を当面継続しつつ、前提となる環境整備として、事業者間協議が有効に機能し、料金その他の提供条件の適正化が自律的に進むような制度整備の検討を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、御指摘の「適正原価・適正利潤による卸料金での卸役務の提供義務を課すこと」については、本報告書案において、「各社の取組状況を継続的に検証しつつ、仮に上記のような制度的な措置を講じても、指定設備を設置する電気通信事業者が積極的に協議に応じず、適正性の確保が不十分な状況等が生じている場合には、卸元事業者に適正に協議を促すための方策（例えば、以下のような取組が考えられる。）について検討することも視野に入れることが必要になってくると考えられる。</p> <p>例）・指定設備を設置する電気通信事業者が卸協議を適正に行っておらず、公正競争が阻害されるおそれがあると認められる場合、当該電気通信事業者を指定して、適正原価・適正利潤による卸料金での卸役務の提供義務を課すこと。</p> <p>・卸協議の活性化・適正化等に係る取組状況を電波割当ての際の審査項目としてより積極的に活用すること。」</p> <p>としているとおり、卸料金その他の提供条件等についての卸先事業者への事前の情報開示を義務付ける等の制度的措置を講じても、なお指定設備を設置する電気通信事業者が積極的に協議に応じず、適正性の確保が不十分な状況等が生じている場合に検討することを視野に入</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>ライン診療等、通信サービスの活用が様々な産業分野に拡大してきていることから、Society5.0等の実現につなげるために、総務省殿には、設備構築事業者と多様なプレイヤーとの協業による新サービスの創出や新たな技術開発につながる後押しを進めていただきたいと思います。</p> <p>【西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社】</p>	<p>れるものであり、まずは、事業者間協議が有効に機能することで卸役務の料金その他の提供条件の適正化が自律的に進むという制度本来の趣旨に沿った状況が実現されることを期待するものです。</p>	
<p>意見13</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。 ● 卸役務の透明性・適正性・公平性を保つためには、MNOの自主的な取組のみでは困難であり、今後も継続的に卸料金が低減されるような取組が必要であるため、モバイル音声卸について、MVNOへの情報開示等に関するルール整備の検討を行うとともに、制度的措置等によって早期に適正化を図ることを要望。 ● 卸協議の活性化・適正化等に係る取組状況を電波割当ての際の審査項目とする等により、卸協議の適正化等を進めるインセンティブを二種指定事業者に対し与えることは非常に有効であると考えため、早期の検討を要望。 	<p>考え方13</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に賛同いたします。 ○ モバイル音声サービスはこれまで卸役務でのみ利用可能であり、MNOによる音声サービスの拡充（完全通話定額プランの提供等）が進められた中で、卸料金は長年横ばいとなっていたことから、MVNOの提供する音声サービスがMNOに対して十分な競争力を有していないという公正競争上の課題がありました。この点を踏まえると、卸役務の透明性・適正性・公平性を保つには、MNOの自主的な取り組みのみでは困難とも考えられます。 ○ このため、モバイル音声卸について、MVNOへの情報開示等に関するルール整備の検討を行うとともに、制度的措置等によって早期に適正化を図ることは、MVNOの交渉力を向上させ、卸料金の適正性確保に寄与するものであり、MNOとMVNOとの間の料金競争を活性化する等、利用者利便にも資すると考えます。 ○ 特に二種指定事業者に対し、卸協議の適正化等を進めるインセンティブを与えることは非常に有効であると考えますので、本報告書案に記載された「卸協議の活性化・適正化等に係る取組状況を電波割当ての際の審査項目とする」等についても早期に検討を進めていただくことを要望いたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 御指摘のとおり、MVNOへの積極的な情報開示を始めとする卸協議の活性化・適正化する方策等について制度整備の検討を行うことが適当と考えます。 ○ 仮に、当該制度整備を講じたにもかかわらず、卸協議の適正性が不十分な状況等が生ずる場合には、本報告書案に例示したような卸協議の適正化等を促進するための方策について検討することも視野に入れることが必要になると考えます。 	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p> <p>○ 卸役務については事業者間の交渉等により協議されることが基本であると考えますが、仮に卸元事業者が卸先事業者に対して積極的に協議を行わない場合や、卸料金が長期にわたり見直されない場合等では指定設備の円滑な利用が図れないおそれがあり、公正競争の阻害につながるものと考えます。</p> <p>○ この点、モバイル音声卸については、これまで代替性がなく、長期にわたり卸料金が一定であったことを踏まえると、今後も継続的に卸料金が低減されるような取り組みが必要であると考えられます。このため、モバイル音声卸につきましては、報告書案に記載の通り、定期的にガイドラインに基づく検証を行っていただくと共に、速やかに情報開示ルールの義務付けなど、電気通信事業法の改正も含めたルール整備を推進いただくことを要望いたします。</p> <p>○ また、二種指定事業者に対してMVNOとの取引に積極的に取り組むインセンティブを与えることになるため、卸協議の活性化・適正化等に係る取組状況を電波割り当ての際の審査項目として積極的に活用する方策は有効であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見14</p> <p>● 本報告書案の内容で十分に機能しなかった場合の「適正性」の有無を判断するためには、卸先事業者の意見のみならず、卸元事業者の意見を公平に聴取の上、判断すべき。</p> <p>● 具体的な追加措置については、研究会で一切議論されていない内容を示すことは不適切なため、本報告書案へ例示として記載することは適当ではない。</p>	<p>考え方14</p>	
<p>○ 第5次報告書（案）（以下、「本報告書案」と記載します。）の内容で十分に機能しなかった場合に追加的措置を検討することは一般論として異論はありませんが、「適正性」の有無を判断するためには卸先事業者の意見のみならず、卸元事業者の意見を公平に聴取の上、判断いただくべきと考えます。また、具体的な追加措置については、研究会で一切議論されていない内容を示すことは不適切なため、本報告書案へ例示として記載することは適当ではないと考えます。</p>	<p>○ モバイル音声卸については、卸料金の見直し が長期間に渡り行われていなかったこと等、卸役務に係る料金その他の提供条件の適正化が十分に進まなかったことを踏まえ、MVNOへの積極的な情報開示を始めとする卸協議の活性化・適正化する方策等について制度整備の検討を行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 仮に、当該制度整備を講じたにもかかわらず、卸協議の適正性が不十分な状況等が生ずる場合には、卸協議の適正化等を促進するための方策について検討することも視野に入れることが必要になると考えられるとともに、本研究会での議論を経たものであることから、その例示を記載することについて不相当とは考えません。このような検討を行う際には、広く関係事業者から意見を聴取するとともに、有識者の意見も踏まえ検討されることが適当と考えます。</p>	
<p>意見15</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。 ● 今回の検証により、光サービス卸の運営に係るコスト項目が示されたものの、卸元事業者と卸先事業者との卸協議においては、協議に必要な情報が十分に開示されていない。 ● 公正な競争を活性化する観点から、一部の卸先事業者に優先してかかる費用項目がないことなど、更なる情報開示が推進されることを期待。 	<p>考え方15</p>	
<p>○ 本報告書案に賛同いたします。</p> <p>○ 今回の検証により、光サービス卸の運営に係るコスト項目が示されましたが、卸元事業者と卸先事業者との卸協議においては、協議に必要な情報が十分に開示されているとは認識しておりません。</p> <p>○ 公正な競争を活性化する観点から、一部の卸先事業者に優先してかかる費用項目がないことなど、更なる情報開示が推進されることを期待いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会・FVNO委員会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、総務省においては、卸協議の適正化の前提となる環境整備として、事業者間協議が有効に機能し、料金その他の提供条件の適正化が自律的に進むような制度整備の検討を行うことが適当であり、本報告書案にも記載しているとおり、光サービス卸やモバイル音声卸など公正競争上の影響が大きい卸役務については、例えば、卸料金その他の提供条件等についての卸先事業者への事前の情報開示を義務付けるなどのルール整備について検討を行うことが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見16</p>	<p>考え方16</p>	

意見	考え方	修正の有無
<ul style="list-style-type: none"> ● 当社のプレフィックス自動付与機能は、SIM交換を不要としており、接続による代替性は十分に確保されている。また、音声卸料金については、市場競争力を有した音声定額サービスを実現可能な水準に見直しを実施している。さらに、当社は、音声卸の料金見直しについて、卸契約を締結しているMVNOに対して、事前に情報提供を行っており、引き続き積極的な情報開示に努める考え。 ● これらの状況を踏まえると、MVNOは、当社と適切かつ円滑な卸交渉を行うことが可能であり、本報告書案に記載されている「卸元事業者に適正に協議を促すための方策」といった卸役務への更なる規制強化は不要。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証において、音声卸サービスが検証対象となっていますが、当社は、2021年2月24日より、音声接続機能（プレフィックス自動付与機能）の提供を開始しています。 ○ 本接続機能の利用にあたっては、SIM交換を不要としており、既に、多数のMVNOが本接続機能を選択しつつあることから、音声卸サービスの実質的かつ代替的な選択肢を提供できており、接続による代替性は十分に確保されているものと考えています。 ○ また、音声卸サービスの料金については、MVNOからの要望や市場の環境変化を勘案の上、MVNOが中継方式によらず、卸を利用することで市場競争力を有した音声定額サービスを実現可能な水準に見直しを実施しています。 ○ 加えて、当社は、音声卸サービスの料金見直しについて、卸契約を締結しているMVNOに対して、事前に情報提供を行っているところであり、引き続き積極的な情報開示に努める考えです。 ○ これらの状況を踏まえると、MVNOは、当社と適切かつ円滑な卸交渉を行うことが可能であり、本報告書（案）に記載されている「卸元事業者に適正に協議を促すための方策（例：適正原価・適正利潤による卸料金での卸役務の提供義務を課す等）」といった卸役務への更なる規制強化は不要であると考えます。 <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 代替性検証については、御指摘のSIM交換だけではなく、SIM交換以外の制約的条件の有無やプレフィックス自動付与機能が卸交渉の適正化に寄与しているか等を判断するため、現時点で保留としており、本年12月までの接続機能の存在や交渉状況等各社の取組の進捗等を踏まえ、総務省において再度検証を行うとともに、必要に応じて代替性検証の在り方に関する検討を行うことが適当と考えます。 ○ モバイル音声卸については、卸料金の見直しが長期間に渡り行われていなかったこと等、卸役務に係る料金その他の提供条件の適正化が十分に進まなかったことを踏まえ、MVNOへの積極的な情報開示を始めとする卸協議の活性化・適正化する方策等について制度整備の検討を行うことが適当と考えます。 ○ 仮に、当該制度整備を講じたにもかかわらず、卸協議の適正性が不十分な状況等が生ずる場合には、本報告書案に例示したような卸協議の適正化等を促進するための方策について検討することも視野に入れることが必要になると考えます。 	無

意見	考え方	修正の有無
<p>意見17</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 代替性評価については、半年程度の判断期間を設け、改めて卸契約交渉への寄与について判断することとされている状況の中、先に卸契約交渉の適正化が十分に進まない前提での環境整備の検討を行うことは時期尚早。代替性評価等の結果を踏まえて環境整備の必要性を検討することが適当。 ● 卸協議における卸役務の料金その他提供条件の適正化を進めるため制度的な措置が講じられるとの仮定の上に、当該措置の効果がなく卸協議が適正化されなかった場合との仮定を重ねて、更なる方策について本報告書案に記載することは時期尚早。 ● 更なる方策の具体例について、十分な議論なく本報告書案に記載することは不適切であり、慎重な議論が必要。 	<p>考え方17</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続の代替性評価については、半年程度の判断期間を設けることが適当とされ、改めて卸契約交渉への寄与について判断することとされている状況の中、先に卸契約交渉の適正化が十分に進まない前提での環境整備の検討を行うことは時期尚早と考えます。まずは代替性評価及び、その検証の中での卸契約交渉への寄与についても確認を行い、その結果を踏まえて環境整備の必要性を検討することが適当であると考えます。 ○ 卸協議における卸役務の料金その他提供条件の適正化を進めるため制度的な措置を講じる方向性が示されていますが、当該措置が講じられるとの仮定の上に、当該措置の効果がなく卸協議が適正化されなかった場合との仮定を重ねて、更なる方策について報告書案に記載することは時期尚早と考えます。まずは代替性評価及び、その検証の中での卸契約交渉への寄与についても確認を行い、その効果について検証を行うことが適当であると考えます。 ○ 特に、仮に卸協議が適正化しなかった場合の更なる取り組みとして例示が記載されていますが、例示1点目は卸であっても接続と同様に適正原価・適正利潤による料金設定を義務付けるものであり現状制度における卸の在り方と大きく異なる整理となる点から、十分な議論なく報告書案に記載することは不適切と考えます。また、その運用は、公正競争が阻害されるおそれがあると認められる場合に適用されることが示されていますが、公正競争を阻害する要因については明らかに協議に応じない状況が認められる等、その明 	<ul style="list-style-type: none"> ○ モバイル音声卸については、卸料金の見直しが長期間に渡り行われていなかったこと等、卸役務に係る料金その他の提供条件の適正化が十分に進まなかったことを踏まえ、MVNOへの積極的な情報開示を始めとする卸協議の活性化・適正化する方策等について制度整備の検討を行うことが適当と考えます。 ○ 仮に、当該制度整備を講じたにもかかわらず、卸協議の適正性が不十分な状況等が生ずる場合には、本報告書案に例示したような卸協議の適正化等を促進するための方策について検討することも視野に入れることが必要になると考えます。 	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>確化を図るため慎重な議論が必要と考えます。加えて、例示2点目について、卸協議の活性化・適正化等に係る取り組み状況が、真に電波の公平且つ能率的な利用の確保による公共の福祉の増進に資するものかは慎重な扱いが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		

・第2章 フレキシブルファイバに求められる対応

意見	考え方	修正の有無
全般		
<p>意見18</p> <p>● ニーズに基づき構築されるフレキシブルファイバにおいて、安易に接続ルールを適用することは、NTT東西に対して負担を強いることになり、NTT東西の設備を使用する方が有利になることで、自己設置事業者の投資インセンティブを阻害しかねないため、接続として取り扱う範囲については慎重な議論が必要。</p>	<p>考え方18</p>	
<p>○ ニーズに基づき新たに構築されるフレキシブルファイバに安易に接続ルールを適用することは、接続事業者は先行投資を含まないコストで設備を使うことになり、NTT東西殿のみに負担を強いることとなります。そうなった場合、「自ら造る」よりも「NTT東西殿から借りる」方が有利となり、NTT東西殿を含めた多数の自己設置事業者における投資インセンティブを阻害することにつながりかねないため、接続として取り扱う範囲については慎重な議論が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ NTT東日本・西日本がフレキシブルファイバの提供に利用している光ファイバは、利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備（以下「固定端末系伝送路設備」という。）であり、電気通信事業法第33条に規定する第一種指定電気通信設備となるため、接続ルールの対象となります。</p> <p>○ フレキシブルファイバに係る接続メニューの新設に関しても、第一種指定電気通信設備接続料規則第1条に規定されているとおり、接続料は適正原価に加えて適正利潤を含めて設定することができるものであり、実際、本年7月30日に総務大臣が変更認可を行った、ビル屋上等のフレキシブルファイバに係る接続メニューの新設に関する接続約款においても、適正原価に適正利潤を加えた接続料が設定されているものと承知しておりますので、フレキシブルファイバを接続として提供する場合であっても、御指摘のような「NTT東西殿のみに負担を強いる」ことにはならないと考えます。</p> <p>○ なお、フレキシブルファイバとして提供が想定されている設備のうち、「局内設備」と「既設設備区間」の設備は、基本的に既設の設備であるにもかかわらず、本研究会の第38回（令和2</p>	無

意見	考え方	修正の有無
	<p>年11月24日)のヒアリングにおいて明らかとなったとおり、「局内設備」と「既設設備区間」の設備は接続料原価と大きく乖離した料金設定となっており、卸先事業者からもこの料金設定が高いとの指摘があったところです。</p> <p>○ 一方で、フレキシブルファイバに係る接続メニューの新設を踏まえた、事業者間の競争環境を注視することは重要であることから、これも踏まえつつ、総務省において、必要に応じて対応を検討していくことが適当と考えます。</p>	
2. 接続で取り扱う範囲の明確化		
<p>意見19</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東西の加入光ファイバに対する指定設備規制の適用は、他事業者の事業運営上の不可欠性をその根拠としているところ、その不可欠性は当社がすでに設置している設備シェアに基づく優位性に起因。 ● 一方で、現に設備を設置していないエリアにおいて新たに当社が設置する加入光ファイバは優位性を持ちえず、また、他事業者が自己設置するための線路敷設基盤がオープン化されていることや、NTT東西の提供エリア内の光ファイバは指定設備規制でアンバンドルされており、NTT東西と同条件の利用が可能であることから、既設設備のないエリアの光ファイバに指定設備規制を課すことの適否を改めて議論することを要望。 ● また、携帯電話事業者が山間部等において光ファイバを調達する手段として、自己設置や接続、卸による他社設備の利用も可能であり、事業者からフレキシブルファイバの申し込みがあった際、実際にNTT東西が概算提示を行った申込のうち、実際に開通したものが約6割であることや、他の設備構築事業者も光ファイバを提供している実態から、フレキシブルファイバとして提供するNTT東西の光ファイバに不可欠性がないことは明らか。 ● 接続応諾義務は全ての事業者に課されているため、NTT東西のみが、他事業者の指定する位置に光ファイバを敷設する義務を負うことにはならない。 ● 特定光信号端末回線においては、これまでの卸役務と同様に、基盤設備の新設が必要な場合等は、申込事業者との間で、設備の分界点をどこに定めるか、当社 	<p>考え方19</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>と申込事業者のどちらが構築するか、調整した上で、接続申込みを承諾する考え。</p> <p><電気通信事業法における接続制度の基本的な考え方（代替性）></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ フレキシブルファイバは、山間部やビル屋上等、当社が光ファイバを設置していないエリアにおいて、携帯事業者から光ファイバのご要望に基づき提供してきたものです。当社の加入光ファイバに対する指定設備規制の適用は、他事業者の事業運営上の不可欠性をその根拠としていますが、その不可欠性は当社がすでに設置している設備シェアに基づく優位性に起因しているものと考えます。 ○ 現に設備を設置していないエリアにおいて新たに当社が設置する加入光ファイバは優位性を持ちえず、また、他事業者が設備を設置する条件は以下のとおり整備されていることから、設備を設置していないエリアの光ファイバに指定設備規制を課すことの適否については改めて議論いただきたいと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 他事業者が光ファイバを自己設置するための線路敷設基盤はオープン化済であること ✓ 光提供エリア内の光ファイバは指定設備規制に基づきアンバンドルしており、当社と同条件で利用可能であること ○ また、携帯電話事業者は、山間部等の当社が光サービスを提供しても採算性が見込めないエリアにおいて光ファイバを調達する手段として <ul style="list-style-type: none"> (ア) 自己設置（アクセス設備区間全体に自ら光ファイバを構築） (イ) 接続（当社光ファイバ敷設エリア内のダークファイバと当社光ファイバ敷設エリア外で自ら構築した光ファイバを接続） (ウ) 卸役務（当社・他社のサービスを利用） <p>という選択肢を持っており、2020年11月に開催された第38回接続料研究会において当社よりお示ししたとおり、現に事業者からフレキシブルファイバの申し込みがあった際、当社から概算額提示を行ったもののうち実際に開通に至ったものが約6割であることや、他の設備構築事業者からも光ファイバの提供が行われている実態を踏まえれば、当社の光ファイバに不可欠性がないことは明らかであると考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ まず、電気通信事業法第32条及び電気通信事業法施行規則第23条に限定列挙されている接続拒否事由に該当しない場合には、全ての電気通信事業者において、電気通信回線設備への接続を他の電気通信事業者から求められた場合には、接続の請求に応じる必要があります。 ○ また、電気通信事業法における、第一種指定電気通信設備については、固定端末系伝送路設備を相当な規模で設置する電気通信事業者が設置する電気通信設備のうち、その固定端末系伝送路設備及びこれと一体として設置される電気通信設備について総務大臣が指定するものとなっているところ、NTT東日本・西日本がF T T Hアクセスサービスやフレキシブルファイバの提供に利用している光ファイバは、固定端末系伝送路設備であり、電気通信事業法第33条に規定する第一種指定電気通信設備です。 ○ 以上の基本的な考え方を踏まえ、今般、本研究会において、他事業者からの要望を踏まえ、フレキシブルファイバについて接続に関する制度的な整理を行ったところです。 ○ 具体的には、NTT東日本・西日本が接続に応じることが技術的又は経済的に著しく困難である等の接続拒否事由に該当するかについて、個別のケースごとに検討を行ったものです。 ○ まず、NTT東日本・西日本の光エリア内のビル屋上に向けて設置する場合については、他事業者からも必要な費用の負担は行うとの考 	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>＜電気通信事業法における接続制度の基本的な考え方（接続応諾義務）＞</p> <p>○ 接続応諾義務については、当社だけでなく、全ての電気通信事業者に課せられているものである以上、必ずしも当社のみが他事業者の指定する場所までの設備を設置する義務を負うことにはならないと考えます。</p> <p>当社と他事業者の設備の分界点（POI の場所）はこれまでも事業者間協議に委ねられており、特定光信号端末回線においては、これまでの卸役務と同様に、基盤設備（電柱・管路等）の新設が必要な場合等は、申込事業者との間で、設備の分界点をどこに定めるか、当社と申込事業者のどちらが構築するか、調整した上で、接続申込みを承諾する考えです。</p> <p>【西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社】</p>	<p>えが表明されていることを踏まえれば、技術的又は経済的に著しく困難である等の接続拒否事由に該当することは想定されず、NTT東日本・西日本は基本的には接続に応じる義務があると考えられ、ビル屋上等の携帯電話基地局向けに光ファイバを設置するための接続メニューを速やかに接続約款に規定して、接続事業者が利用可能な状態にしておくことが適当とされました。</p> <p>○ これを受けて、光エリア内のビル屋上に向けて光ファイバを設置するメニューに関しては、NTT東日本・西日本から、5月24日に接続約款の変更認可申請がなされ、7月30日付けで総務大臣から認可されたものと承知しています。</p> <p>○ 一方、NTT東日本・西日本の光エリア外のルーラルエリアに設置される場合に関しては、ビル屋上の場合と比較して、工事内容が敷設場所ごとに大きく異なり、光ファイバの距離や費用の分布の範囲も幅広く、技術的又は経済的に著しく困難である等の接続拒否事由に該当するか否かを直ちに判断することは困難であること等から、NTT東日本・西日本において、接続事業者とも協議を行いながら、できるだけ速やかに、接続による提供が技術的又は経済的に著しく困難である等の接続拒否事由に該当する具体的な場合について検討し、総務省に報告を求めることが適当とされました。</p> <p>○ これを受けて、5月28日に、NTT東日本・西日本から、ルーラルエリアのフレキシブルファイバに係る接続メニューの新設についても、各事業者とさらなる協議を行った上で、2021年</p>	

意見	考え方	修正の有無
	<p>度の第2四半期（7月～9月）に接続約款の変更認可申請を行う予定である旨の報告があったものと承知しています。</p> <p>○ 加えて、御意見のあった、フレキシブルファイバに用いる光ファイバの不可欠性に関して、当研究会において、各事業者へのヒアリングも踏まえて検討を行ったところであり、NTT東日本・西日本からは、KDDI、ソフトバンクへのフレキシブルファイバの概算金額提示件数のうち、実際に開通された割合（平均開通割合）が約6割であるとの理由により、フレキシブルファイバを使わなくとも各社は同様の設備を設置することが可能である旨の説明も行われたものの、</p> <p>①NTT東日本・西日本からは、NTTドコモも加えたMNO3社の平均開通割合（2017～2019年度実績）が約7割となっている旨の回答があったこと。</p> <p>②MNO3社に対して、各社の平均開通割合（2017～2019年度実績）及び開通しなかった場合において敷設を断念した割合や、自社やNTT東日本・西日本以外の他社により敷設した割合について確認し、MNO3社において、NTT東日本・西日本からフレキシブルファイバの概算金額提示を受けた件数のうち、実際には敷設しなかった件数を除いた件数を分母にして、フレキシブルファイバにより開通した件数の割合を算定したところ、フレキシブルファイバにより開通した割合は、87%（13%が自社又はNTT東日本・西日本以外の他社による敷設等）であったこと。</p>	

意見	考え方	修正の有無
	<p>を踏まえると、フレキシブルファイバに利用されているNTT東日本・西日本の固定端末系伝送路設備は、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠であり、当該電気通信設備に係る接続料及び接続条件は、我が国の電気通信サービスの料金水準、サービス品質の全体に影響を及ぼすものであるとすることが適当と考えます。</p> <p>○ さらに、本報告書案は、NTT東日本・西日本と接続を申し込んだ事業者との間において、接続約款の規定に基づき、POIの設置場所の協議を行うこと等を否定するものではありません。ただし、NTT東日本・西日本は、接続事業者から協議に委ねることで弊害が生じる懸念が示された場合は、約款認可プロセス、それに合わせて行われる接続事業者向け説明会等の場を通じて十分な説明を行っていくとともに、事業者間協議等を通じてその解消に向けた対応を行うことが適当であると考えます。</p> <p>○ また、総務省はこれらの対応状況を確認し、必要に応じて、追加的な対応を検討することが適当と考えます。</p>	
<p>意見20</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 既に事業者との協議を重ね、ルーラルエリアに提供するフレキシブルファイバの接続メニュー化や、特定光信号端末回線の事業者間共用、また既に卸役務で利用されている回線の接続メニューへの移行について、手続き並びに運用方法の検討を進めており、今年度第2四半期中に、接続約款変更の認可申請を行う考え。 ● 事業者との協議では、簡便かつ合理的な運用を志向し、NTT東西と他事業者双方のコスト抑制に努める。 	<p>考え方20</p>	
<p><具体的なケースにおける対応の考え方></p> <p>○ 前述のとおり、当社としては、設備を設置していないエリアの光ファイバ</p>	<p>○ NTT東日本・西日本においては、総務省に報告のとおり、引き続き、接続事業者・関係団</p>	<p>無</p>

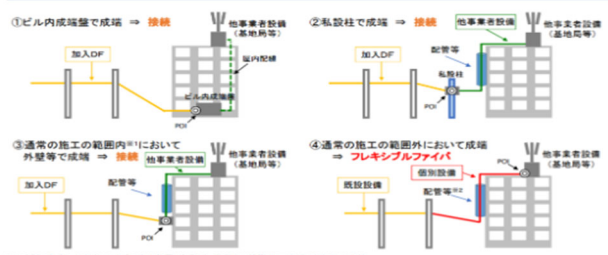
意見	考え方	修正の有無
<p>に指定設備規制を課すことの適否については改めて議論いただきたいと考えていますが、他方、第42回接続料の算定に係る研究会において、当該エリアの光ファイバについても接続で取り扱う範囲として明確化が図られたことを踏まえ、2021年5月24日にビル屋上等に提供するフレキシブルファイバの接続メニューの新設に係る接続約款の変更認可申請を実施したところです。</p> <p>また、当社は、既にご要望が具体化している事業者とこれまでも複数回に亘り協議を重ね、ルーラルエリアへ提供するフレキシブルファイバの接続メニュー化、特定光信号端末回線の事業者間での共用、並びに現在卸役務で利用いただいている回線の接続メニューへの移行について、事業者からのご意見を踏まえつつ手続および運用方法等についての検討を進めているところです。2021年5月末に総務省殿に対して報告したとおり、今後も引き続き事業者との協議において丁寧な意識合わせを行い、今年度第2四半期中に、接続約款変更の認可申請を行う考えです。</p> <p>○ なお、事業者との協議においては、なるべく簡便かつ合理的な運用を志向し、事業者・当社双方の運用コストやシステム改修コストの抑制に努める考えです。</p> <p style="text-align: center;">【西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社】</p>	<p>体との協議を進め、その意見・要望を十分考慮しながら、速やかな接続約款変更の認可申請に向けて、ルーラルエリアへ提供するフレキシブルファイバの接続メニュー化、特定光信号端末回線の事業者間での共用及び現在卸役務で利用されている回線の接続メニューへの移行に関して、手続及び運用方法等についての検討を進めることが適当と考えます。</p> <p>○ 総務省においては、今後の接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。</p>	
<p>意見21</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特定光信号端末回線は、受益者がその回線の敷設を要望した事業者に限られるため、受益者と費用の負担者は一致させることが適当。 ● 特定光信号端末回線は回線ごとに敷設する距離や工程も異なることから、構築・保守・撤去に要する費用は、敷設を要望した事業者による網改造料としての負担が適当。 ● 上記の構築費相当額は、耐用年数で按分した分割払いか、一括払いのいずれにするか事業者間で協議をしている。システム改修コストの抑制の観点からは、NTT東西としては、一括負担が望ましいと考える。 	<p>考え方21</p>	
<p><接続として提供する場合の費用負担方法></p> <p>○ 特定光信号端末回線は、当社が利用する見込みがない設置場所において、事業者のご要望に基づき、指定された設置場所まで新たに光ケーブル等の構</p>	<p>○ 現時点においては、特定光信号端末回線について、基本的には、接続事業者ごとにケーブルを占有して利用する見込みであること等を踏</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>築を行い、提供するものです。したがって、特定光信号端末回線については、受益者がその回線の敷設をご要望された事業者に限られるため、受益者と費用の負担者は一致することが適当と考えます。</p> <p>○ また、特定光信号端末回線は回線毎に敷設する距離や工程が異なることから、構築・保守・撤去に要する費用については、その回線の敷設をご要望された事業者が網改造料として個別負担することが適当と考えます。</p> <p>○ なお、その構築費相当額の負担方法については、耐用年数で按分した分割払いと、卸役務と同様の一括払いのいずれにするかで事業者間で協議をしているところであり、システム改修コストを抑制させる観点を踏まえると、当社としては一括負担が望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社】</p>	<p>まれば、個別の事業者からその接続に要する費用の負担を求めべきものとして網改造料として算定することが適当と考えます。</p> <p>○ ただし、今後の特定光信号端末回線の利用実態等を踏まえ、網使用料やその他の負担方法とすることも含め、NTT東日本・西日本において、適切な接続料の算定方法について必要に応じ、検討することが適当と考えます。</p> <p>○ 総務省においては、今後の接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、網改造料については、特段の事情が無い限りは、第一種指定電気通信設備接続料規則の規定に基づき、原則として分割払いとすることが適当と考えます。</p>	
<p>意見22</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。 ● 接続料の算定方法については、網改造料で算定を行う前提となっており、現時点の実態に鑑み異論はないものの、今後特定光信号端末回線の利用が増加し、当該機能の利用形態が加入ダークファイバの一般的な引き込み方法の一つであるとみなされる状況になった場合には、網改造料ではなく、網使用料として提供を行うよう改めて検討されるべき。 ● 特定光信号端末回線の受付を行うためのシステムも今後整備される予定であるところ、事業者間で速やかに議論を行ったうえで、今年度中に整備し、運用の効率化を図ると共に、接続事業者の負担が過度にならないよう、最小限のコストで実現されるべき。 ● なお、事業者間の公平性をより確実にするためにも、例えば提供可否や開通期間等において特定の事業者が不当に優遇されていないか、総務省において確認・検証を行う必要がある。また、実施された確認・検証に関しては、 	<p>考え方22</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>透明性確保の観点から、確認のプロセスや検証結果を可能な限り開示いただくことを要望。</p>		
<p>○ 本報告書案記載のとおりの内容で、特定光信号端末回線の接続メニューへの追加についてNTT東西殿より認可申請されているため賛同します。</p> <p>○ 接続料の算定方法については第一種指定電気通信設備接続料規則第10条に則した網改造料で算定を行う前提となっており、現時点の実態に鑑み異論ありません。ただし、今後特定光信号端末回線の利用が増加し、当該機能の利用形態が加入ダークファイバの一般的な引き込み方法の一つであるとみなされる状況になった場合には、網改造料ではなく、網使用料として提供を行うよう改めて検討されるべきと考えます。</p> <p>○ また、特定光信号端末回線の受付を行うためのシステムも今後整備される予定ですが、事業者間で速やかに議論を行ったうえで、今年度中に整備し、運用の効率化を図ると共に、接続事業者の負担が過度にならないよう、最小限のコストで実現されるべきと考えます。</p> <p>○ なお、特定光信号端末回線の接続メニューの追加は提供条件の公平性・透明性確保に資するものですが、事業者間の公平性をより確実にするためにも、例えば提供可否や開通期間等において特定の事業者が不当に優遇されていないか総務省殿により確認・検証を行う必要があると考えます。また、実施された確認・検証に関しては、透明性確保の観点から、確認のプロセスや検証結果を可能な限り開示いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 接続料の算定方法に関して、現時点においては、特定光信号端末回線について、基本的には、接続事業者ごとにケーブルを占有して利用する見込みであること等を踏まえれば、個別の事業者からその接続に要する費用の負担を求めべきものとして網改造料として算定することが適当と考えます。</p> <p>○ ただし、今後の特定光信号端末回線の利用実態等を踏まえ、網使用料やその他の負担方法とすることも含め、NTT東日本・西日本において、適切な接続料の算定方法について必要に応じ、検討することが適当と考えます。</p> <p>○ また、NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者・関係団体との協議を進め、その意見・要望を十分考慮しながら、速やかな接続約款変更の認可申請に向けて、受付や設備管理等のためのシステムに関しても、可能な限り低廉な費用で開発できるよう、検討を進めるとともに、フレキシブルファイバに係る接続メニューに関する取引条件の公平性を担保することが適当と考えます。</p> <p>○ 総務省においては、今後の接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、この確認のプロセスや検証結果については、透明性確保の観点から、公にすることに</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
	より、NTT東日本・西日本や関係事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのない範囲で公表することが適当と考えます。	
<p>意見23</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ルーラルエリアのフレキシブルファイバに係る接続メニューの新設については、NTT東日本・西日本による事業者間協議の促進等を通じ、2021年度第2四半期の可及的速やかな時期に、事業者の要望を反映した形での認可申請が行われることが必要。 ● ルーラルエリア向けと光ファイバ整備エリア内向けの特定光信号端末回線との間で料金の算定に用いる年経費比率を変更する場合は変更の合理的な理由を説明すべき。また、ルーラルエリアへの光ファイバ敷設後に設置場所が光ファイバ整備エリアとなるケースも想定されることから、年経費比率は都度適切に見直しすべき。 ● なお、フレキシブルファイバ敷設後に加入ダークファイバエリアとなり、フレキシブルファイバを加入ダークファイバに切り替える場合、フレキシブルファイバを廃止・撤去の上加入ダークファイバに切り替えるとなると、資材・時間・人員・費用等の余分なコストが発生することになるため、通信業界全体のリソースを有効活用する観点から、フレキシブルファイバを物理的に切り替えることなく、事後的に加入ダークファイバに変更できるよう検討を行うべき。 	考え方23	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 5Gやローカル5Gが今後本格的に展開されることに鑑みると、ルーラルエリア等の光ファイバ未整備エリアへ光ファイバを調達する需要はますます高まっている状況です。従って、ルーラルエリアのフレキシブルファイバに係る接続メニューの新設については、NTT東西殿による事業者間協議の促進等を通じ、2021年度第2四半期の可及的速やかな時期に、事業者の要望を反映した形での認可申請が行われることが必要と考えます。 ○ また、フレキシブルファイバに係る接続メニューの新設に当たり、ルーラルエリア向けと光ファイバ整備エリア内向けの特定光信号端末回線との間で料金の算定に用いる年経費比率を変更する場合は変更の合理的な理由を説明すべきと考えます。また、ルーラルエリアへの光ファイバ敷設後に設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ NTT東日本・西日本においては、総務省に報告があったとおり、引き続き、接続事業者・関係団体との協議を進め、その意見・要望を十分考慮しながら、速やかな接続約款変更の認可申請に向けて、ルーラルエリアへ提供するフレキシブルファイバの接続メニュー化に関して検討を進めることが適当と考えます。 ○ 総務省においては、今後の接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加 	無

意見	考え方	修正の有無
<p>場所が光ファイバ整備エリアとなるケースも想定されることから、年経費比率は都度適切に見直しすべきと考えます。</p> <p>○ なお、第38回研究会（2020年11月24日）における当社主張のとおり、フレキシブルファイバ敷設後に加入ダークファイバエリアとなり、フレキシブルファイバを加入ダークファイバに切り替える場合、フレキシブルファイバを廃止・撤去の上加入ダークファイバに切り替えるとなると、資材・時間・人員・費用等の余分なコストが発生することになります。通信業界全体のリソースを有効活用する観点から、フレキシブルファイバを物理的に切り替えることなく、事後的に加入ダークファイバに変更できるよう検討を行うべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適切と考えます。</p>	
<p>意見24</p> <p>● 既設のフレキシブルファイバを接続メニューへ移行するに当たっては、各種手続きの煩雑化や保守運用上の支障を避けるためにどのような方法が取り得るか、例えば既存のフレキシブルファイバの回線IDを流用することも含めて、NTT東日本・西日本における柔軟な運用を要望。</p>	<p>考え方24</p>	
<p>○ 既設のフレキシブルファイバを接続メニューへ移行するに当たっては、各種手続きの煩雑化や保守運用上の支障を避けるためにどのような方法が取り得るか、例えば既存のフレキシブルファイバの回線IDを流用することも含めて、NTT東西殿においては柔軟な運用を実施いただきたいと考えます。</p> <p>○ また、本報告書案にも記載があるとおり、必要最小限の費用で卸役務から接続に移行できるよう、接続事業者の要望も踏まえ、NTT東西殿にて検討いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ NTT東日本・西日本においては、総務省に報告があったとおり、引き続き、接続事業者・関係団体との協議を進め、その意見・要望を十分考慮しながら、速やかな接続約款変更の認可申請に向けて、現在卸役務で利用されている回線の接続メニューへの移行に関して、卸役務で利用している回線IDを継続利用できるようにするなど、接続事業者の負担を可能な限り低減できるよう、手続及び運用方法等についての検討を進めることが適切と考えます。</p> <p>○ 総務省においては、今後の接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適切と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>意見25</p> <p>● 特定光信号端末回線の接続メニュー追加後も、通常の加入ダークファイバの施工範囲内で対応できるのであれば、共用光成端盤、MDF室等に成端しない場合であっても、接続事業者の接続要望に応じて、加入ダークファイバを現行どおり提供すべき。</p>	<p>考え方25</p>	
<p>○ 2021年5月24日に認可申請された、NTT東西殿の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案では、特定光信号端末回線の定義として、「光信号の伝送に係る端末回線（光信号端末回線（光信号主端末回線及び光信号分岐端末回線を除きます。）と組み合わせて利用するために、接続申込者の個別要望により接続申込者の個別の費用負担で当社が敷設する光ファイバケーブルに收容されるものに限り、ます。）であって、電柱等において当社が設置する端子函を利用区間の始点とし、光信号端末回線の提供可能エリア内であって、光信号端末回線の終端する場所を除いた場所を利用区間の終点とするもの」と記載されています。</p> <p>○ 上記約款上の定義の記載に異を唱えるものではありませんが、特定光信号端末回線の接続メニュー追加後も、〈参考資料3〉にあるとおり、通常の加入ダークファイバの施工範囲内で対応できるのであれば、共用光成端盤、MDF室等に成端しない場合であっても、接続事業者の接続要望に応じて、加入ダークファイバを現行どおり提供すべきと考えます。</p> <p>〈参考資料3〉第32回研究会（2020年5月22日）資料</p> <p>■ 現行の加入光ファイバの成端箇所に係る運用例（光エリア内）</p>  <p>①ビル内成端盤で成端 ⇒ 接続 ②私設柱で成端 ⇒ 接続 ③通常の施工の範囲内において外壁等で成端 ⇒ 接続 ④通常の施工の範囲外において成端 ⇒ フレキシブルファイバ</p> <p>※1 運用でもレジット事項にて作業可能な範囲であること、配管等の構築はNTT東日本で付かないこと等。 ※2 配管ケーブルは、他事業者もしくはビルオーナーの専断（私設柱、建物外壁設置、地下配管等）</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 今般のフレキシブルファイバに係る接続メニューの新設に伴い、これまで接続約款により提供されている接続条件が変更されるものではないものと考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>意見26</p> <p>● 新たな接続メニューにおける個別設備区間（特定光信号端末回線）の設備は、接続事業者が基本的には占有する設備を当該接続事業者のニーズに基づきNTT東日本・西日本において新たに構築するものであり、多くの接続事業者が共通的に利用する基本的な接続機能としては捉えがたいため、報告書案に記載のとおり、「網改造料」等として、当該接続事業者に個別の費用負担を求めることは、設備設置事業者の事業性の観点から適切。</p>	<p>考え方26</p>	
<p>○ 新たな接続メニューにおける個別設備区間（特定光信号端末回線）の設備は、接続事業者が基本的には占有する設備を当該接続事業者のニーズに基づきNTT東西殿において新たに構築するものであり、多くの接続事業者が共通的に利用する基本的な接続機能としては捉えがたいのではないかと考えます。このため、報告書案に記載の通り、「網改造料」等として、当該接続事業者に個別の費用負担を求めることは設備設置事業者の事業性の観点から適切であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 現時点においては、特定光信号端末回線について、基本的には、接続事業者ごとにケーブルを占有して利用する見込みであること等を踏まえれば、個別の事業者からその接続に要する費用の負担を求めるべきものとして網改造料として算定することが適切と考えます。</p> <p>○ ただし、今後の特定光信号端末回線の利用実態等を踏まえ、網使用料やその他の負担方法とすることも含め、NTT東日本・西日本において、適切な接続料の算定方法について必要に応じ、検討することが適切と考えます。</p> <p>○ 総務省においては、今後の接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適切と考えます。</p>	無
<p>意見27</p> <p>● ルーラルエリア向けのフレキシブルファイバの扱いについては、公正な設備競争環境の確保の観点から、接続事業者は既存設備が存在しないエリア等に対して複数の選択肢の中から選択可能であること、ルーラルエリアには技術的・経済的に提供が困難なエリアが存在し、当該エリアは接続メニューの対象から除外する必要があること、ルーラルエリア特有の個別事情を加味し、適切な期間で原価回収が可能な算定方法とすべきであることに留意し、慎重な議論が必要。</p>	<p>考え方27</p>	
<p>○ ルーラルエリア向けのフレキシブルファイバの扱いについては、公正な設</p>	<p>○ 本研究会における、フレキシブルファイバに</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>備競争環境の確保の観点から以下の点に留意し、慎重な議論が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続事業者は既存設備が存在しないエリア等に対して、NTT東西殿から借りる、自社で構築する、NTT東西殿以外の自己設置事業者から借りるといった複数の選択肢の中から選択可能であること ・ ルーラルエリア特有の個別事情により、技術的・経済的に提供が困難なエリアが存在し、当該エリアは接続メニューの対象から除外する必要があること ・ ルーラルエリア特有の個別事情（樹木伐採等の特殊工事等が発生すること、自然災害に遭うリスクが高く都市部エリアの保守費とは異なること等）を加味し、適切な期間で原価回収が可能な算定方法とするべきであること <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>係る接続に関する制度的な整理においては、NTT東日本・西日本が接続に応じることが技術的又は経済的に著しく困難である等の接続拒否事由に該当するかについて、個別のケースごとに検討を行ったものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この結果、NTT東日本・西日本の光エリア外のルーラルエリアに設置される場合に関しては、ビル屋上の場合と比較して、工事内容が敷設場所ごとに大きく異なり、光ファイバの距離や費用の分布の範囲も幅広く、技術的又は経済的に著しく困難である等の接続拒否事由に該当するか否かを直ちに判断することは困難であること等から、NTT東日本・西日本において、接続事業者とも協議を行いながら、できるだけ速やかに、接続による提供が技術的又は経済的に著しく困難である等の接続拒否事由に該当する具体的な場合について検討し、総務省に報告を求めることが適当とされました。 ○ これを受けて、本年5月28日にNTT東日本・西日本から、ルーラルエリアのフレキシブルファイバに係る接続メニューの新設について、卸役務で提供不可の設置場所については、接続でも同様に提供が困難であり、接続拒否事由として「設備の設置・保守作業時に危険工程が含まれる場合」「設置に必要な土地の利用許可が得られない場合」を接続約款に規定する旨の報告があったところです。 ○ また、ルーラルエリアのフレキシブルファイバに係る接続メニューの接続料については、設備設置の実態等を踏まえた合理的な範囲において、ルーラルエリア特有の個別事情を加味し 	

意見	考え方	修正の有無
	<p>た接続料とすることも認められると考えます。</p> <p>○ なお、NTT東日本・西日本から報告のあったとおり、ルーラルエリアのフレキシブルファイバに係る接続メニューの新設についての接続約款の変更について、今年度の第2四半期にNTT東日本・西日本から認可申請がされる予定と承知しています。</p>	
<p>意見28</p> <p>● 設備共用については、共用する接続事業者の増減に伴う費用負担や請求方法のほか、設備障害発生時における情報連携手法の取り決め等が必要であり、報告書案に記載のとおり、当該ルールを共用開始時に事業者間で合意しておくことが、トラブル回避、障害発生時の迅速な対応の観点から重要。</p>	<p>考え方28</p>	
<p>○ 設備共用については、共用する接続事業者の増減に伴って費用負担や請求方法の他、設備障害発生時における情報連携手法の取り決め等が必要であると考えます。この点、報告書案に記載の通り、当該ルールを共用開始時に事業者間で合意しておくことが、トラブル回避、障害発生時の迅速な対応の観点から重要であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ NTT東日本・西日本においては、総務省への報告のとおり、引き続き、接続事業者・関係団体との協議を進め、その意見・要望を十分考慮しながら、速やかな接続約款変更の認可申請に向け、特定光信号端末回線の事業者間での共用等に関して、手続及び運用方法等についての検討を進めることが適当と考えます。</p> <p>○ 特定光信号端末回線の事業者間での共用については、事業者から意見のあった公平性の確保や円滑な運用の実現を含め、全ての事業者において共用の要望があれば応じることを前提に、丁寧な協議・検討を進めることが適当と考えます。</p> <p>○ 総務省においては、今後の接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。</p>	無
<p>意見29</p>	<p>考え方29</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>● フレキシブルファイバに係る接続メニューの新設については、フレキシブルファイバ（卸電気通信役務）と同様に、NTT東日本・西日本の局舎を始点とし、終点の接続事業者設備までの区間について、一気通貫で利用できる利便性を維持しつつ、フレキシブルファイバ（卸電気通信役務）に比べて低廉な料金で利用できるようになることから、賛同。</p>		
<p>○ フレキシブルファイバは、第一種指定電気通信設備である光ファイバを利用するサービスであり、既設区間と、新設区間を組み合わせ一気通貫で利用するサービスです。現在 5G エリアの早期整備が求められている中、例えば携帯電話事業者がNTT 東・西のサービス提供エリア外に基地局設備を構築しようとする場合には、既設区間に新設区間を追加し、かつ一気通貫で利用できるフレキシブルファイバの利便性は高く、自前構築と比較しても構築コストが圧倒的に優位であるため、基地局整備における重要な選択肢の一つとなっています。</p> <p>そのため、左記とおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 電気通信事業法における接続制度の基本的な考え方 ✓ 接続制度の基本的な考え方を踏まえた整理 ✓ 具体的なケースにおける対応の考え方 ✓ 接続として提供する場合の費用負担方法 <p>という考え方や整理を踏まえ、フレキシブルファイバ（卸電気通信役務）と同様に、NTT 東・西局舎を始点とし、終点の接続事業者設備までの区間について、一気通貫で利用できる利便性を維持しつつ、フレキシブルファイバ（卸電気通信役務）に比べて低廉な料金で利用できるようになることから、賛同致します。</p> <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>意見30</p> <p>● フレキシブルファイバの制度的な位置づけから丁寧に検討が行われ、今般報告書にまとめられたことは、今後の適正性・公平性・透明性の確保につながるもの。また、現在卸で提供されているフレキシブルファイバが接続での提供になることで、接続料の透明性が向上することも期待。</p> <p>● ビル屋上のフレキシブルファイバについては、接続約款に具体的な金額を記載することを求めていくことも検討が必要。</p>	<p>考え方30</p>	

意見	考え方	修正の有無
<ul style="list-style-type: none"> ● フレキシブルファイバとして設置した設備の他事業者間での共用などの事例が増えることが想定されることから、その場合の創設費、接続料の負担のあり方、利用中止費の扱いなどについて明確に定め、接続約款に具体的に規定すべき。 ● ルーラルエリアの光ファイバ整備について、フレキシブルファイバによる整備が当然になると、端末系光ファイバの接続料が都市部と地方で大きく異なってしまうことになり、地方の振興にとって悪影響になりかねない。また、光提供エリアはNTT東日本・西日本の判断であることから、フレキシブルファイバによる提供が一般化することで、カバーエリア拡大のインセンティブが働かないおそれもある。これらはエンドユーザ向けサービスだけでなく、携帯電話基地局も一般の消費者や地元企業向けのサービスに利用されており、このようなサービスが「個別の要望」として網改造料による個別設備とされるのは妥当ではなく、本来は基本的な接続機能として普通の光ファイバで提供することを前提に、費用負担のあり方を広く検討すべき。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ フレキシブルファイバの制度的な位置づけから丁寧に検討され、今般報告書にまとめられたことは、今後の適正性・公平性・透明性の確保につながるものと思います。 ○ また、現在卸で提供されているフレキシブルファイバが接続での提供になることで、接続料の透明性が向上することが期待できます。 ○ 少なくともビル屋上のフレキシブルファイバについては、報告書 906～910 行目にあるとおり、工事費の幅も狭いものと思われるので、今後はより一歩踏み込み、接続約款に具体的な金額を記載することを求めていくことも検討いただきたいと思います。 ○ 今後、フレキシブルファイバとして設置した設備の他事業者間での共用などの事例が増えることが想定されることから、その場合の創設費、接続料の負担のあり方、利用中止費の扱いなどについて明確に定めることが必要と考えます。その際、透明性の確保のため、接続約款に具体的に規定すべきと考えます。 ○ ルーラルエリアの光ファイバ整備について、フレキシブルファイバによる整備が当然になってしまうと、端末系光ファイバの接続料が都市部と地方で大きく異なってしまうことになり、地方の振興にとって悪影響になりかねま 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者・関係団体との協議を進め、その意見・要望を十分考慮しながら、速やかな接続約款変更の認可申請に向けて、検討を進めることが適当と考えます。 ○ 総務省においては、今後の接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。 ○ また、御意見のあった光提供エリアに関するご懸念については、フレキシブルファイバ係る接続メニューが提供可能になったことで必ず生じるといった性質ではないものの、引き続き、NTT東日本・西日本による既存の光配線区画の統廃合等の取組の実施状況を注視し、懸 	無

意見	考え方	修正の有無
<p>せん。また、光提供エリアはNTT東西の判断であることから、フレキシブルファイバによる提供が一般化することで、カバーエリア拡大のインセンティブが働かないおそれもあります。エンドユーザ向けサービスはもちろん、携帯電話基地局も一般の消費者や地元企業向けのサービスに利用されています。このようなサービスが「個別の要望」として網改造料による個別設備とされるのは妥当ではなく、本来は基本的な接続機能として普通の光ファイバで提供することを前提に、費用負担のあり方を広く検討していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>念されるような状況が生じていることがあれば、必要な対応について検討することが適当と考えます。</p>	
3. フレキシブルファイバの適正性・公平性・透明性の確保等		
<p>意見31</p> <p>● フレキシブルファイバに係る料金や接続申込み等のフロー、手続きに必要な時間の目安等が明示されたことにより、適正性、公平性、透明性が担保されたことについて賛同。</p>	<p>考え方31</p>	
<p>○ フレキシブルファイバに係る料金や接続申込み等のフロー、手続きに必要な時間の目安等が明示されたことにより、適正性、公平性、透明性が担保されたことについて賛同いたします。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>意見32</p> <p>● ビル屋上等に提供するフレキシブルファイバの接続メニューの新設に係る接続約款の変更認可申請を2021年5月24日に実施済みであり、また、ルーラルエリアへ提供するフレキシブルファイバの接続メニューの新設、現在卸役務で利用いただいている回線の接続メニューへの移行について接続約款に定めるための変更認可申請を2021年度第2四半期中に行う考え。</p> <p>● また、卸役務の提供条件の明確化を図る観点から、事業者向けホームページにおいて、契約書の雛型や納期・概算額の標準的な回答期間を明確化する考え。</p> <p>● フレキシブルファイバの提供状況について、これまでどおり、必要に応じて自主的に総務省殿に報告していく考えであり、省令等の制度に基づく対応を課す前に、卸役務から接続メニューへの移行状況や当社の卸役務の提供条件の明確化に関する取組み状況が確認されるべき。</p>	<p>考え方32</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>○ 当社は、ビル屋上等に提供するフレキシブルファイバの接続メニューの新設に係る接続約款の変更認可申請を2021年5月24日に実施済みであり、また、2021年5月末に総務省殿に対して報告したとおり、ルーラルエリアへ提供するフレキシブルファイバの接続メニューの新設、現在卸役務で利用いただいている回線の接続メニューへの移行について接続約款に定めるための変更認可申請を2021年度第2四半期中に行う考えです。</p> <p>○ また、卸役務の提供条件の明確化を図る観点から、2020年11月に開催された第38回接続料研究会において表明したとおり、事業者向けホームページにおいて、契約書の雛型や納期・概算額の標準的な回答期間を明確化する考えです。</p> <p>○ 上記に加え、当社としてはフレキシブルファイバの提供状況について、これまでとおり、必要に応じて自主的に総務省殿に報告していく考えであることから、省令等の制度に基づく対応を課す前に、卸役務から接続メニューへの移行状況や当社の卸役務の提供条件の明確化に関する取組み状況を確認いただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">【西日本電信電話株式会社・東日本電信電話株式会社】</p>	<p>○ 本報告書案のとおり、総務省において「まずは、接続メニューに関する検討やそれを踏まえた接続約款の変更認可申請、実際の提供状況等を踏まえ、不十分な点がないか確認していくことが適当」と考えます。</p> <p>○ 他方、「接続への移行や接続との差異の状況を確認する観点からは、卸役務の提供状況を適切に把握していくことが必要である」ことから、具体的には、フレキシブルファイバの提供状況について、定期的な報告を総務省から要請する、又は電気通信事業法施行規則第25条の7第4号に基づく詳細な卸届出の対象にフレキシブルファイバを追加する等により、継続的かつ適切に実態を把握すべきと考えます。</p> <p>○ 総務省においては、今後、接続、卸役務双方の提供状況を踏まえ、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。</p>	無
<p>意見33</p> <p>● 本報告案に賛同。フレキシブルファイバに係る接続メニューが新設される方向であることから、報告書案に記載のとおり、まずは卸役務での提供状況を利用数等の観点から注視したうえで、適時適切に追加的なルール整備等を検討していくべき。</p>	<p>考え方33</p>	
<p>○ 本報告案に賛同します。フレキシブルファイバに係る接続メニューが新設される方向であるため、報告書案に記載のとおり、まずは卸役務での提供状況を利用数等の観点から注視したうえで、適時適切に追加的なルール整備等を検討していくべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	無
<p>意見34</p> <p>● ルーラルエリアのフレキシブルファイバに係る接続メニューの新設等に関する接続約款の変更認可申請にあたっては、今後、費用を低減するための検討や、</p>	<p>考え方34</p>	

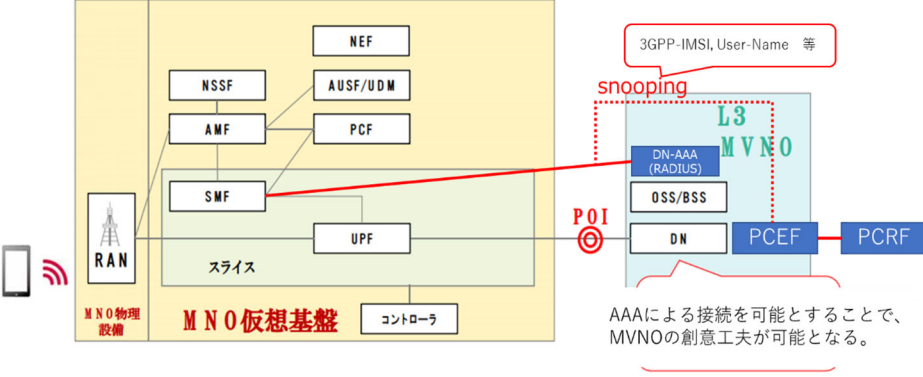
意見	考え方	修正の有無
<p>開発内容、費用負担の方法について利用事業者との十分な協議の機会が設けられることを要望。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 加えて、接続約款の変更認可申請手続きにおいても、フレキシブルファイバ（卸電気通信役務）に比べ、総合的に低廉な料金で利用できるようになったかどうかという観点からも確認が行われることを要望。 ● 接続メニュー化後においても、より公平性を高めるためには、例えば、以下のような点において、特定の事業者が特別に優遇された取引条件で提供を受けていないかどうか、確認・検証する必要があることから、本報告書案の「今後、接続、卸役務双方の提供状況を踏まえ、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当」との考え方に賛同。 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ ビル屋上等のフレキシブルファイバに係る接続メニューの接続約款の変更認可申請（2021年5月24日）では、接続約款に手続き方法や手続きにかかる標準的な期間が定められ、本対応は、接続料の算定等に関する研究会での検討が早期に反映され、接続約款に明記されることで、提供条件の公平性、透明性が確保されたものとなりました。 ○ 2021年度度の第2四半期（7月～9月）には、以下について接続約款に規定するための接続約款の変更認可申請が行われる予定です。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ ルーラルエリアのフレキシブルファイバに係る接続メニューの新設 ✓ 卸役務から接続へ移行する場合の手続等 ✓ 設備共用する場合の手続等 ○ 申請にあたっては、例えば、手続きや設備共用の実現のために、新たに整備される受付システムの開発費が過度に高額なものとならないよう、今後、費用を低減するための検討や、開発内容、費用負担の方法について利用事業者との十分な協議の機会が設けられるよう希望します。加えて、「接続メニューに関する検討やそれを踏まえた接続約款の変更認可申請、実際の提供状況等を踏まえ、不十分な点がないか確認していくことが適当」との考え方が示されたとおり、接続約款の変更認可申請手続きにおいても、フレキシブルファイバ（卸電気通信役務）に比べ、総合的に低廉な料金で利用できるようになったかどうか、という観点からも確認が行われることを希望します。 ○ 接続メニュー化後においても、より公平性を高めるためには、例えば、以下のような点において、特定の事業者が特別に優遇された取引条件で提供を 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ NTT東日本・西日本においては、引き続き、接続事業者・関係団体との協議を進め、その意見・要望を十分考慮しながら、速やかな接続約款変更の認可申請に向けて、受付や設備管理等のためのシステムに関しても、可能な限り低廉な費用で開発できるよう、検討を進めるとともに、フレキシブルファイバに係る接続メニューに関する取引条件の公平性を担保することが適当と考えます。 ○ 総務省においては、今後の接続約款の認可プロセス等を通じて、これらのNTT東日本・西日本における対応等を確認するとともに、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。 	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>受けていないかどうか、確認・検証する必要があると考えられるため、「今後、接続、卸役務双方の提供状況を踏まえ、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当」の考え方に賛同致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 各種情報の提供時期（光ファイバのエリア化予定等） ✓ 線路敷設における各種交渉の優先度（民地交渉等） ✓ 設備枯渇時における優先度 ✓ その他、現状公開されていない情報 <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
<p>意見35</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各事業者がフレキシブルファイバを適正・公平・透明な条件で活用できることが必要であり、特に、事業者間で差別的な取扱いが行われないよう、総務省における十分な監督が必要。 	<p>考え方35</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 1079～1091行目で接続事業者から懸念が示されている通り、各社がフレキシブルファイバを適正・公平・透明な条件で活用できることが必要です。特に、事業者間で差別的な取扱いが行われないよう、総務省における十分な監督をお願いします。 <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案のとおり、総務省において「まずは、接続メニューに関する検討やそれを踏まえた接続約款の変更認可申請、実際の提供状況等を踏まえ、不十分な点がないか確認していくことが適当」と考えます。 ○ 他方、「接続への移行や接続との差異の状況を確認する観点からは、卸役務の提供状況を適切に把握していくことが必要である」ことから、具体的には、フレキシブルファイバの提供状況について、定期的な報告を総務省から要請する、又は電気通信事業法施行規則第25条の7第4号に基づく詳細な卸届出の対象にフレキシブルファイバを追加する等により、継続的かつ適切に実態を把握すべきと考えます。 ○ 総務省においては、今後、接続、卸役務双方の提供状況を踏まえ、追加的なルール等の整備や対応について、必要に応じ、検討していくことが適当と考えます。 	<p style="text-align: center;">無</p>

・第3章 5G（SA方式）時代におけるネットワーク機能開放

意見	考え方	修正の有無
全般		
<p>意見36</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。 ● MVNOに対する5G（SA方式）サービスの導入に係る取組促進等について、電波割当ての際の審査における重点評価に設定されることも有効。 ● MECの活用等について、総務省において3GPP等での標準化早期実現に向け、有効な施策を検討いただくことを要望。 	<p>考え方36</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 5G（SA方式）では超高速通信サービスに加え、多数同時接続や超低遅延通信が可能となるため、さらに多種で高度なサービスが提供されることが期待され、これらのサービスを用いてMNOとMVNOが互いに競争することで、利用者利便の向上が図れ、Society5.0の実現がなされるものと考えます。このため、5G（SA方式）により飛躍的に強化・高度化されるネットワークの機能を、MNOと同時期に、MNOと同等の自由度をもってMVNOが扱えるようになることが重要であると考えます。 ○ 5G（SA方式）時代においては、ネットワーク・スライシング機能等、多様かつ複雑な機能群での利用が予想され、これまでの接続制度のみでは適正性や公平性確保の判断が難しくなる可能性が考えられます。このためMNOからMVNOに卸役務による提供が想定される場所、卸元事業者およびその関係事業者と、それ以外の事業者との間で、役務の内容・卸料金水準・技術条件等の同等性を確保するためにも、情報開示のルール化を始めとした制度整備を早期に整えることは公正競争環境の確保に重要であると考えますので、本報告書案に賛同いたします。 ○ また、5G（SA方式）の機能開放については、MNOにとっては積極的に取り組むインセンティブが働きにくいものと想定されますが、MVNOの利用を促進することは、国民の財産である周波数のより多様な利用を促進するものであり、また利用者利便に資する取り組みであると考えますので、MVNOに対する5G（SA方式）サービスの導入に係る取組促進等について、電波割当ての際の審査における重点評価に設定されることも有効であると考えます。 ○ この他、MVNOが独自のサービスを提供し、MNOと競争していくには、自由度のあるスライス活用やMECの活用等が必要であると考えますが、これらは 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 5G（SA方式）の機能開放の形態のうち、現時点でスケジュールが見通しているものについては、卸電気通信役務による提供が想定されており、特に指定設備卸役務についてはその適正性を確保することが重要となるため、MVNOへの積極的な情報開示を始めとする卸協議の活性化・適正化する方策等について制度整備の検討を行うことが適当と考えます。仮に、当該制度整備を講じたにもかかわらず、卸協議の適正性が不十分な状況等が生ずる場合には、本報告書案に例示したような卸協議の適正化等を促進するための方策について検討することも視野に入れることが必要になると考えます。 ○ 現時点でスケジュールが見通していないMECの活用等については、総務省において、その協議が適切に行われているか否か等について注視していくとともに、その実現に向けた検討を行っていくことが適当と考えます。 	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>標準化の早期実現が課題となっていると考えます。この点、総務省殿において 3GPP 等での標準化早期実現に向け、有効な施策を検討いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>		
(1) 検討の経緯		
<p>意見37</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に概ね賛同。 ● MVNO市場の健全な競争を促すためにも、大規模な設備投資を伴うような方式のみならず、中小MVNOにおいても新たなサービスの創出が可能となるような方式の協議・検討が適切に行われていることを継続的にモニタリングし、必要に応じて追加のヒアリングを実施いただくことを要望。 	<p>考え方37</p>	
<p>○ 考え方について概ね賛同いたします。MVNOが5G(SA方式)の特長を十分に活用するためにも、フル VMNO/ライト VMNO 方式の実現に向けた議論が継続的に進行することに期待いたします。</p> <p>一方で、特に中小 MVNO における投資対効果の観点で見ると、一定の条件下であれば当面はL3 接続相当で十分なサービス提供が可能と考えます。</p> <p>具体的にはMVNOが保有するDN-AAA(RADIUS等)とMNOが保有するSMF間で認証プロトコル(RADIUS等)による接続を行うことで、MVNOが加入者に応じたサービス制御を実現でき、多くのMVNOが4G/LTEで現在活用している、オンライン課金や帯域制御といった機能の提供が可能となります。</p> <p>当然、上記は個社間協議で議論すべき事柄であることは承知しておりますが、貴省におかれましては、MVNO市場の健全な競争を促すためにも、大規模な設備投資を伴うような方式のみならず、中小 MVNO においても新たなサービスの創出が可能となるような方式の協議・検討が適切に行われていることを継続的にモニタリングし、必要に応じて追加のヒアリングを実施いただく事を希望いたします。</p> <p>・L3 接続相当の構成に AAA を加えた場合のイメージ図</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 5G(SA方式)の機能開放に係る卸協議については、御指摘のL3接続相当を含め、その協議が適切に行われているか否か等について、総務省において引き続き注視し、必要に応じて対応を検討することが適切と考えます。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
 <p>AAAによる接続を可能とすることで、MVNOの創意工夫が可能となる。</p> <p style="text-align: center;">【レンジャーシステムズ株式会社】</p>		

(4) 考え方

<p>意見38</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 5G（SA方式）について、接続での提供形態が国際標準としても定まっていないうちでの卸提供での先行提供という位置付けであること、これから提供が始まる黎明期のサービスであること等から、直ちに代替性検証の対象とするのではなく、今後の卸に係る協議や国際標準化を踏まえた接続での提供方法の議論等を考慮の上、適正性確保の在り方について検討する必要がある。 ● 各社情報開示等を進めていく意向を示していること、MVNO委員会とMNOの協議が終わり今後国際標準化を踏まえ具体的な提供方法について個社間の協議が進展していく状況であること等から、まずはその取組を注視すべきであり、その上で課題が生じた場合はMNOの設備投資意欲を削ぐこと等がないよう、ルール化等の必要性を含め改めて検討すべき。 	<p>考え方38</p>	
<p>○ 5GSAについては、接続での提供形態が国際標準で定められていない状況であるにもかかわらず、研究会において「MNOとMVNOが同時期にサービス提供を開始できるようにする観点から、今後のスケジュールや協議における基本的事項である標準的な機能開放形態、進め方等を共有した上で、早期に合意形成を図っていくことが必要ではないか。」とのご指摘があったことも踏まえ、MNOとMVNOが同時期にサービスを提供できるという点を最大限勘案し、</p>	<p>○ 代替性検証の対象は、本ガイドラインにおいて、卸先事業者から適正性に関する具体的な課題が相当程度寄せられ、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと総務省において判断した指定設備卸役務と規定されていることから、5G（SA方式）が上記の条件に該当する場合に</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>提供時期を重視した①②の機能開放形態を提案させていただきました。</p> <p>○ ①②の形態については、接続での提供形態が国際標準としても定まていない中での卸提供での先行提供という位置づけであること、またこれから提供が始まる黎明期のサービスであること等から、直ちに代替性検証の対象とするのではなく、今後の卸に係る協議や国際標準化を踏まえた接続での提供方法の議論等を考慮の上、適正性確保の在り方について検討する必要があると考えます。</p> <p>○ これまでも各社情報開示等を進めていく意向を示していること、MVNO委員会とMNOの協議が終わり今後国際標準化を踏まえ具体的な提供方法について個社間の協議が進展していく状況であること等から、まずはその取り組みを注視すべきであり、その上で課題が生じた場合はMNOの設備投資意欲を削ぐこと等がないよう、ルール化等の必要性を含め改めて検討すべきであると考えます。</p> <p>○ なお、当社はMVNOとの協議で具体的な要望を確認すると共に、自社サービスで提供可能な機能が拡充される方向が見えた段階でMVNO に対して適宜情報提供する予定です。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>は、代替性検証の対象になるものと考えます。</p> <p>○ 5G（SA方式）に係る個社間協議については、その協議が適切に行われているか否か等について、総務省において引き続き注視し、必要に応じて対応を検討する必要があると考えます。</p> <p>○ 5G（SA方式）の機能開放の形態のうち、現時点でスケジュールが見通せているものについては、卸電気通信役務による提供が想定されており、特に指定設備卸役務についてはその適正性を確保することが重要となるため、MVNOへの積極的な情報開示を始めとする卸協議の活性化・適正化する方策等について制度整備の検討を行うことが適当と考えます。</p>	<p>修正の有無</p>
<p>意見39</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。 ● 総務省において、MNOとMVNO間の協議が適切に行われているか注視し、仮に問題が生じていることが確認されたときは速やかにその問題の解決に向けた対応いただくことを要望。 ● 卸協議が主流となっていくことが想定される5G（SA方式）については、MVNOに対する5G（SA方式）の機能開放に関する事業者間協議等に係る取組状況や関係する標準化の早期進展に資する取組を電波割当ての際の審査項目とする等といった制度的な方策も有効である。 ● 総務省において、3GPPに対する早期標準化に向け有効な施策を検討いただくことを要望。 	<p>考え方39</p>	<p>修正の有無</p>
<p>○ 本報告書案の考え方に賛同いたします。</p> <p>○ 移動通信市場において継続的に多様なサービスが生みだされ、Society5.0</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 5G（SA方式）に係る個社間協議について</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>の基盤となる 5G や Beyond5G の発展のためには、有限希少な周波数資源の有効利用の観点から、少数の MNO が設備を保有する構造が避けられない中、多数の MVNO が事業参入できるように、「設備を保有する MNO」と「保有しない MVNO」が同じ条件で設備を利用することができるイコールフットイングの確保が必要不可欠であると考えます。</p> <p>○ 5G(SA 方式)においては、当協会 MVNO 委員会からはこれまで、目指す姿・ありたい姿を示し推進することで、MNO、MVNO それぞれの検討や協議等にも寄与すると考え、「VMNO 構想」を提唱して参りました。本研究会において、MNO 各社と当協会 MVNO 委員会の間で事業者間協議を行いました。が、「VMNO 構想」を実現するには技術的、あるいは MNO・MVNO 間の相互理解等といった問題があり、実現時期を見通すまでは至っておりません。</p> <p>○ 報告書案に記載の通り、MNO 各社が 5G(SA 方式)による高度なサービス・ソリューションを実現できる時期と同時期に、MVNO においても実現できることが必要であると考えるところ、MNO と MVNO でサービス提供に差が生じた状態で 5G(SA 方式)を用いたサービスが提供開始されることは、公正競争の観点から望ましくなく、ひいては MVNO 振興を含む競争政策を後退させ、Society 5.0 の実現をも阻害することとなると考えます。</p> <p>○ この点、例えば「ライト VMNO」にて MVNO がスライスを利用するケースにおいて、スライスは事業者が他の事業者のサービスに影響されず利用者の希望する通信品質で通信サービスの提供ができることが特色であるところ、協議の結果次第では MVNO への提供スライスが一つに制限され、MVNO は他の MVNO から常に影響を受けることになるばかりか、利用者の希望する通信品質でのサービス提供ができないということになりかねません。これに対し、仮に MNO が MVNO と別のスライスを用いてサービスを提供することになれば、MNO は MVNO からの影響を受けず、かつ利用者の希望する通信品質でのサービス提供が可能となり、イコールフットイングが担保されている状態ではありません。</p> <p>○ このような状況が生じうることを踏まえつつ、総務省殿においては MNO と MVNO 間の協議が適切に行われているか注視し、仮に問題が生じていることが確認されたときは速やかにその問題の解決に向け対応いただくことを要望いたします。</p>	<p>は、その協議が適切に行われているか否か等について、総務省において引き続き注視し、必要に応じて対応を検討する必要があると考えます。</p> <p>○ 5G(SA 方式)の機能開放の形態のうち、現時点でスケジュールが見通しているものについては、卸電気通信役務による提供が想定されており、特に指定設備卸役務についてはその適正性を確保することが重要となるため、MVNO への積極的な情報開示を始めとする卸協議の活性化・適正化する方策等について制度整備の検討を行うことが適当と考えます。仮に、当該制度整備を講じたにもかかわらず、卸協議の適正性が不十分な状況等が生ずる場合には、本報告書案に例示したような卸協議の適正化等を促進するための方策について検討することも視野に入れることが必要になると考えます。</p> <p>○ 5G(SA 方式)の機能開放の形態のうち、現時点でスケジュールが見通せていないものについては、その実現に向けた協議を促すとともに、MVNO の要望を踏まえた上で、標準化動向等を踏まえつつ、検討していくことが適当と考えます。</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>○ この他、卸協議が主流となっていくことが想定される 5G (SA 方式) においては、MNO にとり MVNO に対し積極的に 5G (SA 方式) の機能開放に取り組むインセンティブが働きにくいものと考えられますので、例えば、「MVNO に対する 5G (SA 方式) の機能開放に関する事業者間協議等に係る取組状況や、関係する標準化の早期進展に資する取り組みを電波割当ての際の審査項目とする」等といった制度的な方策も有効であると考えます。</p> <p>○ また、技術的には、MVNO に対する 5G (SA 方式) の機能開放に関する技術標準化の早期実現が特に大きな課題となっていると考えられるため、総務省殿においては 3GPP に対する早期標準化に向け有効な施策を検討いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO 委員会】</p>		
<p>意見40</p> <ul style="list-style-type: none"> ● MNO においては、これまでも LTE や 5G (NSA 方式) サービスの提供に当たって、MVNO に対して自ら事前の情報提供を行ってきたことも踏まえ、過度なルールとならないよう留意が必要と考えます。総務省においては、まずは MNO と MVNO の協議状況を確認し、MNO における 5G サービスの提供に係る機能開放に関する情報提供の取組等について注視すべき。 ● 日本独自仕様によるネットワーク設備への実装とならないよう十分留意し、日本のみならず海外事業者やベンダーの実装動向も踏まえつつ、標準化に準拠した機能開放の検討を進めていくべき。 	<p>考え方40</p>	
<p>○ 5G (SA 方式) 時代においては、MNO、MVNO 共に、5G を活用した新たな付加価値のあるサービス提供を通じて、社会基盤のイノベーションに貢献していくことが期待されており、モバイル通信市場における競争促進を図る観点から MNO と MVNO が同時期に 5G (SA 方式) サービスの提供を開始できることが重要と考えています。</p> <p>○ このような中、MNO と MVNO による事業者間協議においては、5G (SA 方式) のネットワーク機能開放について検討を進め、国際標準化の動向や技術的実現可能性の観点から①L3 接続相当、②ライト VMNO (スライス卸/API 開放のうち、API をモニタリング関連の機能のみに限定し、全ての MVNO が 1 つのスライスを共用する限定的パターン) の 2 つが MNO と MVNO が同時期にサービス提供を可能な形態として整理されており、その実現に向けて要件の明確化</p>	<p>○ 5G (SA 方式) に係る個社間協議については、その協議が適切に行われているか否か等について、総務省において引き続き注視し、必要に応じて対応を検討する必要があると考えます。</p> <p>○ 5G (SA 方式) の機能開放の形態のうち、現時点でスケジュールが見通しているものについては、卸電気通信役務による提供が想定されており、特に指定設備卸役務についてはその適正性を確保することが重要となるため、MVNO への積極的な情報開示を始めとする卸協</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>を図るため引き続き MVNO との協議を行っていく所存です。</p> <p>○ 報告書案においては、「新たな機能の提供に係る事前の情報開示のルール化についても、検討を進めることが適当」とされているところですが、モバイル市場は、ボトルネック性を有する固定市場とは異なり、複数の MNO 間による設備競争やサービス競争が機能しており、各 MNO の新たな機能について一律に情報開示を義務付けることは市場競争を阻害し、技術革新のインセンティブが損なわれることとなります。加えて、MNO においては、これまでも LTE や 5G (NSA 方式) サービスの提供にあたって、MVNO に対して自ら事前の情報提供を行ってきたことも踏まえ、過度なルールとならないよう留意が必要と考えます。総務省においては、まずは MNO と MVNO の協議状況を確認し、MNO における 5G サービスの提供に係る機能開放に関する情報提供の取組等について注視すべきと考えます。</p> <p>○ なお、報告書案においても記載されているとおり、②ライトVMNO (スライス卸/API開放のうち、広範なAPI開放を行うパターン)、③L2接続相当 (PCC 接続方式、ローミング接続方式)、④フルVMNO (RANシェアリング) については設備や無線リソースの制御方法、トラヒック制御の在り方等の広範な技術的課題が多くあることから、現時点でスケジュールが見通せない機能開放形態であることを事業者間協議において確認しており、これらの形態については、引き続き国際標準に則り海外オペレータや多くのベンダーに採用される方式となることを前提に検討することが必要と考えています。情報通信サービスの効率的かつ円滑な運用においては、あらゆる事業者とのネットワーク間やネットワークと端末機器間等の相互接続性・相互運用性を確保する観点からの接続形態の実現が重要であり、日本独自仕様によるネットワーク設備への実装とならないよう十分留意し、日本のみならず海外事業者やベンダーの実装動向も踏まえつつ、標準化に準拠した機能開放の検討を進めていくべきものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>議の活性化・適正化する方策等について制度整備の検討を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ 5G (SA方式) の機能開放の形態のうち、現時点でスケジュールが見通せていないものについては、その実現に向けた協議を促すとともに、MVNO の要望を踏まえた上で、標準化動向等を踏まえつつ、検討していくことが適当と考えます。</p>	

・第4章 携帯電話料金と接続料等の関係

意見	考え方	修正の有無
(1) 検討の経緯		
<p>意見41</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保有が必須ともなっている様なスマートフォン等について、立場を利用してのアンフェアな不適切な高額化を行うでなく、もっぱら相手の必要に応じるための通信手段としての保有を行っていて発呼を行わない様な者については低い負荷での保有を可能にするようにされたい。 ● 料金相場について、1000円代中盤までといった額での基本料金を実現されたい。 	<p>考え方41</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 随分と豪勢なオプションの付いたプランであるなあ、と思われたのであるが、市民としては、通信容量 1GB、基本的に自らの発呼はしない運用で月 1500 円以下（一定期間の契約の縛りがあるのであれば 1300 円以下）の価格が適切であると考え。 ○ 強欲に強欲を重ねて 1000 円程度での携帯電話運用が通常の事として可能であった時代から数倍の費用を基本として求める事になった MNO 各社は自らの強欲について反省し、最低料金について 1/2 以下に圧縮されたい。 ○ MNO 各社が国民生活における可処分所得を意識出来る程度下げ、負担になっている事は明白であるが、保有が必須ともなっている様なスマートフォン等について、立場を利用してのアンフェアな不適切な高額化を行うでなく、もっぱら相手の必要に応じるための通信手段としての保有を行っていて発呼を行わない様な者については低い負荷での保有を可能にするようにされたい。 ○ 総務省も、料金相場についてはケータイ全盛時代の事を思い出し、依然としてやはり高い額での改訂料金について成果を誇るでなく（国民としては出来の悪い八百長と見る。本気であればもっと徹底的に MNO 各社の追求を行っているはずである。）、1000 円代中盤までといった額での基本料金を（ふたたび、ケータイ全盛時代にはそれが普通であったので。）実現されたい。 <p style="text-align: right;">【個人B】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 頂いた御意見は、参考として承ります。 	無
(3) 考え方		
<p>意見42</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 予測データ接続料水準は大幅な低廉化傾向にあり、MVNOの原価構造に占め 	<p>考え方42</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>る比重も低下すること等から、検証対象については、具体的な課題が想定され、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと客観的に判断できるものに限定する等、過度な負担にならないよう配慮いただきたい。</p> <p>● モバイル市場の性質を踏まえたスタックテストの実施手法を検討するに当たっては、二種指定事業者以外のMNOについても検証対象として加えることが必要。</p>		
<p>○ 予測データ接続料水準は大幅な低廉化傾向にあり、MVNOの原価構造に占める比重も低下すること等から、検証対象については、具体的な課題が想定され、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと客観的に判断できるものに限定する等、過度な負担にならないよう配慮いただきたいと考えます。</p> <p>○ また、競争ルールの検証に関するWG（第13回）では、楽天モバイル株式会社殿（以下、「楽天モバイル殿」といいます。）が発表された1GBまでの利用が無料となるプランについて、「これを価格圧搾とみなすのが問われている」と有識者から問題提起があったと認識しています。二種指定事業者か否かに依らず、同一のモバイル市場で競争を行っていることを踏まえれば、モバイル市場の性質を踏まえたスタックテストの実施手法を検討するに当たっては、二種指定事業者以外のMNOについても検証対象として加えることが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 携帯電話料金と接続料等の関係については、今後5Gが本格化し、MNO間の競争が活発になる中で、MNOとMVNOの間のイコールフットingの適正性の確保の観点から、引き続き注視し、更なる検証を行っていくことも考えられることから、市場画定や営業費の設定の在り方等、モバイル市場の性質を踏まえたスタックテストの実施手法について、指針策定の可能性も含めて検討を行った上で、具体的な進め方について継続的に検討を進めていくことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、スタックテストについては、接続料の水準が不当でないことを確認するために行っているものであり、その対象としては、接続料の設定を含めた接続約款作成義務のある二種指定事業者とすることが適当と考えます。</p>	無
<p>意見43</p> <p>● 携帯電話料金と接続料等の関係について検討いただき、データ接続料の更なる低廉化が図られる等、MNOとMVNOが同じ条件で公正に競争するためのイコールフットingの確保を進めていただいたことについて感謝。</p> <p>● 特定のサービスに絞る形ではなく、MVNO市場全体を俯瞰しつつも必要な領域において検証を実施いただき、問題が確認されたときには、速やかにMVNOが現下の急激な競争環境の変化に対処できるよう、引き続き取り組みいただくことを要望。</p> <p>● MNOから引き続き低価格プランが投入され、またトラフィックが増加傾向に</p>	<p>考え方43</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>ある中においては、MNOとMVNO間のイコールフットイングが確保されているかを検証いただきつつ、継続的に接続料の適正性向上を図っていただくことが極めて重要。</p> <p>● モバイルサービスにおけるスタックテストは、MVNOとの同等性検証が目的であるため、今後の検証の際には以下の点について考慮することも有効である。 (一者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISP相当費用について、固定分野では原価の枠外となっているところ、モバイルサービスでは原価に含まれることを考慮し、適正な原価として取り扱うこと ・営業費相当額について、固定分野では20%となっているところ、モバイルサービスにおいては実際に発生している費用を用いるなど、基準値の妥当性を確保すること。 		
<p>○ 当協会 MVNO 委員会が提出した「イコールフットイングの確保のための緊急措置の実施要望に関する要望書」に対して、携帯電話料金と接続料等の関係について検討いただき、データ接続料の更なる低廉化が図られる等、MNOとMVNOが同じ条件で公正に競争するためのイコールフットイングの確保を進めていただいたことについて感謝申し上げます。</p> <p>○ 移動通信市場の健全な発展のためには、MNOとMVNO間の公正な競争を活性化させることが重要であり、そのためには引き続き、MVNOが適正な接続料によってMNOと品質面・価格面等において同等のサービスを提供できることが重要であると考えます。</p> <p>○ 総務省殿においては本報告書案に記載の通り特定のサービスに絞る形ではなく、MVNO市場全体を俯瞰しつつも必要な領域において検証を実施いただき、問題が確認されたときには、速やかにMVNOが現下の急激な競争環境の変化に対処できるよう、引き続き取り組みいただくことを要望いたします。</p> <p>○ 加えて、MNOから引き続き低価格プランが投入され、またトラフィックが増加傾向にあるなかにおいては、MNOとMVNO間のイコールフットイングが確保されているかを検証いただきつつ、継続的に接続料の適正性向上を図っていただくことが極めて重要と考えますので、あわせて要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 携帯電話料金と接続料等の関係については、今後5Gが本格化し、MNO間の競争が活発になる中で、MNOとMVNOの間のイコールフットイングの適正性の確保の観点から、引き続き注視し、更なる検証を行っていくことも考えられることから、市場画定や営業費の設定の在り方等、モバイル市場の性質を踏まえたスタックテストの実施手法について、指針策定の可能性も含めて検討を行った上で、具体的な進め方について継続的に検討を進めていくことが適当と考えます。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>○ 移動系通信市場はこれまで、MNOとMVNOの競争を通じて料金の低廉化やサービスの多様化が実現されてきました。この公正競争を実現するためには、MNOとMVNOのイコールフットイングの観点から、MVNOのサービス原価の大宗を占めるデータ接続料の水準が適正であることが、極めて重要であると考えます。</p> <p>○ 今回、MNO各社の新料金プランの登場に伴い、MNOとMVNOの提供プランからデータ接続料等の水準が適正か、速やかに検証に取り組んでいただいたことで公正競争環境の確保が進んだことについて感謝申し上げます。</p> <p>○ この点、仮に移動系通信市場が再びMNOグループの協調的寡占になった場合は、料金の高止まりやサービスの横並びが懸念され、利用者利便を大きく損ねる可能性がありますので、総務省殿においては、接続料の適正化向上に関する取り組みを引き続き進めていただくことを要望いたします。</p> <p>○ 前述の通り、MNOとMVNOのイコールフットイングの観点から、データ接続料が適切であることが公正競争上極めて重要であると考えますので、MNO3社の「新料金プラン」だけでなく、低容量、中容量プランも含めた移動系通信市場全体を俯瞰し、MNOとMVNO間のイコールフットイングが担保されているか、必要な検証を行うという報告書案に示された考え方に賛同いたします。</p> <p>○ また、固定分野とは異なり、モバイルサービスにおけるスタックテストは、MVNOとの同等性検証が目的であるため、今後の検証の際には以下の点について考慮することも有効であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ISP相当費用について、固定分野では原価の枠外となっているところ、モバイルサービスでは原価に含まれることを考慮し、適正な原価として取り扱うこと ・ 営業費相当額について、固定分野では20%となっているところ、モバイルサービスにおいては実際に発生している費用を用いるなど、基準値の妥当性を確保すること <p>○ 総務省殿においては引き続きMNOとMVNO間のイコールフットイングが確保できているか、検証、検討いただき、課題等が生じていることが確認された場合には、速やかに解決に向けた取り組みを行っていただくことを期待いた</p>		

意見	考え方	修正の有無
<p>します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見44</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 携帯電話料金と接続料等の関係の検証方法においては、これらのサービスをどのように市場画定することが適切なのか慎重な議論が必要。 ● 検証に必要なパラメータである営業費の設定の在り方についても各社の営業実態が異なることを踏まえて議論が必要。 ● 二種指定事業者のみを検証対象とするのではなく、全てのMNOを含めた検証対象の在り方についても議論すべき。 	<p>考え方44</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各 MNO は激しい市場競争の中で多種多様なサービスを提供していますが、携帯電話料金と接続料等の関係の検証方法においては、これらのサービスをどのように市場画定することが適切なのか慎重な議論が必要と考えます。また、検証に必要なパラメータである営業費の設定の在り方についても各社の営業実態が異なることを踏まえて議論が必要と考えます。 ○ なお、MVNO市場全体を俯瞰した検証の観点からは、二種指定事業者のみを検証対象とするのではなく、すべてのMNOを含めた検証対象の在り方についても議論すべきと考えます。 <p style="text-align: center;">【KDDI 株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 携帯電話料金と接続料等の関係については、今後5Gが本格化し、MNO間の競争が活発になる中で、MNOとMVNOの間のイコールフットリングの適正性の確保の観点から、引き続き注視し、更なる検証を行っていくことも考えられることから、市場画定や営業費の設定の在り方等、モバイル市場の性質を踏まえたスタックテストの実施手法について、指針策定の可能性も含めて検討を行った上で、具体的な進め方について継続的に検討を進めていくことが適当と考えます。 ○ なお、スタックテストについては、接続料の水準が不当でないことを確認するために行っているものであり、その対象としては、接続料の設定を含めた接続約款作成義務のある二種指定事業者とすることが適当と考えます。 	無
<p>意見45</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次回調査時には、格安のMVNOとMNOの格安ブランドの料金、月間利用料に加えて、(1) ピーク時間帯の実行速度や、(2) MVNOがなぜ遅いのかも調査されると、(3) MNOの格安はなぜ早いのかなども調査分析され、適切な競争状態となることを期待。 	<p>考え方45</p>	
<p>○ 接続料の算定等に関する第五次検討(案)をありがとうございます。一国</p>	<p>○ 携帯電話料金と接続料等の関係については、</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>民として持続ある情報通信産業の意見など、今後の検討の一助となればと思ひ、記載いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 携帯電話の接続料（MNO、MVNO） 第5次報告書（案）の（4）携帯電話料金と接続料等の関係についてコメントさせていただきます。 ○ 最終的に目指す携帯社会は、色々な契約を、価格、性能、機能など多面的に比較でき、顧客が納得し契約し、納得出来ない場合には変更を行え、事業者はその利用料を用いて回線設備を適切投資・改良し、人々に役立つような通信ネットワークを整備し、それを加入者に知って頂くことではないかと考える。 ○ NTT等からahamo等と安価な料金は国民とりありがたいが、一方で、MVNOにとって強力なライバルの出現で死活問題となり、数年後に市場撤退の可能性も考えられる。 ○ 携帯電話の通信は、朝晩の通勤時間帯や昼休みにアクセスが急増し、この時間帯の速度が低下することが知られ、MVNOではピーク時間帯に回線を絞ることで対応している。このため利用者にとり、この時間帯での通信がどの程度なのか、契約・利用の判断基準となるため、業界の各メディア等から、通信各社の速度評価を行い、比較記事が多く出されている。 https://www.itmedia.co.jp/mobile/articles/2106/18/news007.html ○ NTTドコモとahamo、AUとpovo、SBとLINEMOは、ほぼ同じ速度だが、MVNOは一桁遅いことがわかる。これはアクセス系が同じ回線でも接続点における帯域の違いが影響しているためと推定される。他可能性としてはMNOの格安ブランドも接続料を別会計で帯域を制限しているが、利用者が少ない可能性や、ノウハウの違いなども想定される。 ○ 次回調査時には、格安のMVNOとMNOの格安ブランドの料金、月間利用料に加えて、（1）ピーク時間帯の実行速度や、（2）MVNOがなぜ遅いのかも調査されると、（3）MNOの格安はなぜ早いのかなども調査分析され、適切な競争状態となることが期待される。 <p style="text-align: right;">【個人A】</p>	<p>今後5Gが本格化し、MNO間の競争が活発になる中で、MNOとMVNOの間のイコールフットリングの適正性の確保の観点から、引き続き注視し、更なる検証を行っていくことも考えられることから、市場画定や営業費の設定の在り方等、モバイル市場の性質を踏まえたスタックテストの実施手法について、指針策定の可能性も含めて検討を行った上で、具体的な進め方について継続的に検討を進めていくことが適当と考えます。</p>	

・第5章 モバイル接続料の適正性向上

意見	考え方	修正の有無
全般		
<p>意見46</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。 ● 二種指定事業者の事業環境等の変化もありうる中で、総務省において、接続料の適正性向上に継続的に取り組むことを期待。 	<p>考え方46</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ データ接続料は、MVNOの原価の太宗を占めるものであることから、適正な料金であることが非常に重要であると考えます。この点、二種指定事業者が接続料の算定根拠やその考え方を明らかにすることは、接続料算定の適正化を図る上で不可欠であると考えますので、本報告書案の考え方に賛同いたします。 ○ 今後、二種指定事業者の事業環境等の変化も考えられるところ、総務省殿においては引き続き、接続料の適正性向上に関する取り組みを継続的に進めていただくことを期待いたします。 <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 接続約款届出の後、接続料の算定根拠を基に総務省で検証を実施し、接続料の算定の精緻化や適正性の更なる向上につなげており、こうした取組は毎年度、継続的に行い、検証・精緻化のサイクルを回していくことが望ましいと考えます。 	無
2. 予測の算定方法の適正性向上		
<p>意見47</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 昨今の制度対応状況として、接続料算定に係る負担が増大している状況を踏まえ、事業者に過度な負担を強いることのないよう十分に配慮するとともに、抽出可否や収集するデータの目的等について事業者と事前に調整することを要望。 	<p>考え方47</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ フォーマットを整理するに当たっては、昨今の制度対応状況として、将来原価方式による3カ年の予測接続料の算定、実績原価方式のデータ接続料の届出時期の3か月の前倒し、新様式の追加等接続料に係る負担が増大している状況を踏まえ、算定で用いるデータ以上のものやシステム的に抽出不可能なものを求める等、事業者に過度な負担を強いることのないよう十分に配慮いただくと共に、抽出可否や収集するデータの目的等について事業者と事前に調整いただくよう要望します。 ○ データ収集においては、昨今の制度対応状況として、将来原価方式による3カ年の予測接続料の算定、実績原価方式のデータ接続料・回線管理機能費 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続料算定の適正性確保の観点から、予測値の算定方法に係る検証を適切に実施するために必要なデータ等については、二種指定事業者の意見も聞いた上で、当該二種指定事業者から提出を求めることが適当と考えます。 	無

意見	考え方	修正の有無
<p>の届出時期の3か月の前倒し、新様式の追加等接続料に係る負担が増大している状況を踏まえ、算定で用いるデータ以上のものや系統的に抽出不可能なものを求める等、事業者に過度な負担を強いることのないよう十分に配慮いただくと共に、抽出可否や収集するデータの目的等について事業者と事前に調整いただくよう要望します。</p> <p>○ 次年度以降の予測は本来参考値として出しているものであり、昨今の制度対応状況として、将来原価方式による3カ年の予測接続料の算定、実績原価方式のデータ接続料・回線管理機能費の届出時期の3か月の前倒し、新様式の追加等接続料に係る負担が増大している状況も踏まえ、総務省殿への報告については例示にあるような必要最低限のものとし、詳細な根拠データまでを求めるといった事業者にとって過度な負担を強いることのないよう十分に配慮いただくよう要望します。</p> <p>○ また、報告内容については抽出可否や収集するデータの目的等について事業者と事前に調整いただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見48</p> <p>● 予測接続料について、MVNOから具体的な情報開示の要望を現状受けていないが、要望があった場合には算定根拠として提出した内容を基に開示を行う。</p>	<p>考え方48</p>	
<p>○ 予測接続料について、当社においてはMVNOから具体的な情報開示の要望を現状受けていませんが、ご要望があった場合には算定根拠として提出した内容を基に開示を行うこととしています。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ MVNOへの情報開示については、MVNOへの適切な情報開示がなされているか、引き続き総務省において注視し、必要に応じて情報開示の在り方を検討することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見49</p> <p>● 本報告書案に賛同。</p> <p>● MVNOに対する情報開示について、二種指定事業者とMVNOの間には情報の非対称性が存在することから、その情報開示がMVNOにとって活用可能であるか検証することも有効。総務省において、二種指定事業者における情報開示にかかる取組について引き続き注視するよう要望。</p> <p>● 新型コロナウイルス感染症に伴う不測の事態を始めとした、接続料につい</p>	<p>考え方49</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>て予測算定時と状況変化が生じた場合等においては、二種指定事業者からMVNOに対して適時かつ具体的な情報提供、情報開示が能動的になされているかについて総務省において注視することを要望。(一者)</p>		
<p>○ 二種指定事業者において、予測対象年度における見込みを適切に反映いただくことで、予測接続料の適正性向上に資する可能性があると考えますので、本報告書案で示された考え方に賛同いたします。検証可能性の確保、総務省殿における再現を可能とする観点から、必要に応じて算定方法について精緻な聞き取ることや、差異が生じた場合の原因を確認することについても接続料の適正性向上において重要であると考えます。</p> <p>○ また、MVNO 自らの努力である程度の予想ができるようにする観点から、二種指定事業者から MVNO に対し、情報開示がなされていますが、二種指定事業者と MVNO の間には情報の非対称性が存在することから、その情報開示が MVNO にとって利活用可能であるか検証いただくことも有効であると考えます。</p> <p>○ 総務省殿においては、二種指定事業者における情報開示にかかる取組について引き続き注視いただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p> <p>○ 報告書案で示された考え方は、接続料の適正性向上を図る上でいずれも重要な取り組みであると考えますので本取り組みに賛同いたします。総務省殿においては引き続き確認や検証を進めていただくとともに、適正性を確保する上で課題等が生じていることが確認された場合には、速やかに解決に向けた取り組みを行っていただくことを要望いたします。</p> <p>○ 特に、MVNO が二種指定事業者と公正な競争性を確保するには、MVNO が二種指定事業者と同等の予見可能性を確保することが重要だと考えます。このため、報告書案で示された通り、MVNO への適切な情報開示の在り方を確認、検討することは重要であると考えます。</p> <p>○ この点、新型コロナウイルス感染症に伴う不測の事態を始めとした、接続料について予測算定時と状況変化が生じた場合等においては、MVNOからは知り得ない情報であるため、二種指定事業者からMVNOに対して適時かつ具体的な情報提供、情報開示が能動的になされているかについて総務省殿において</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ MVNOへの情報開示については、MVNOへの適切な情報開示がなされているか、引き続き総務省において注視し、必要に応じて情報開示の在り方を検討することが適当と考えます。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>も注視いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見50</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各社において、費用・資産の構成等が異なるため、算定方法の各社統一化は、各社の事情を適切に反映されず、結果として精緻な算定とならない可能性もあることから慎重な議論が必要。したがって、本報告書案のとおり、算定方法等に関して各社統一化を図るのではなく各社の事情や考え方等を確認することが適当。 ● 確認、検証に当たっては、まずはこれまで提出している算定根拠について確認をすることが重要であり、データ収集等に関しては必要最小限に留め、過度に算定コストを高めることとならないよう留意すべき。 	<p>考え方50</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各社において、費用、資産の構成や管理方法、会計処理等が異なるものと考えます。こうした状況の中で、算定方法等を各社統一化するとすると、各社の事情を適切に反映されず、結果として精緻な算定とならない可能性もあることから慎重な議論が必要です。したがって、報告書案のとおり、算定方法等に関して各社統一化を図るのではなく各社の事情や考え方等を確認することが適当と考えます。 ○ また、確認、検証にあたっては、既に多くの算定根拠を提出していることから、まずはこれまで提出している算定根拠について確認をすることが重要であり、データ収集等に関しては必要最小限に留め、過度に算定コストを高めることとならないよう留意すべきと考えます。 <p style="text-align: center;">【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 接続料算定の適正性確保の観点から、予測値の算定方法に係る検証を適切に実施するために必要なデータ等については、二種指定事業者の意見も聞いた上で、当該二種指定事業者から提出を求めることが適当と考えます。 	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>3. 原価の適正性向上</p>		
<p>意見51</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 昨今の制度対応状況として、接続料算定に係る負担が増大している状況を踏まえ、事業者には過度な負担を強いることのないよう十分に配慮するとともに、収集するデータや説明の必要な範囲や目的等について事業者と事前に調整することを要望。 	<p>考え方51</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 配賦状況や配賦基準についての情報の提出においては、昨今の制度対応状況として、将来原価方式による3カ年の予測接続料の算定、実績原価方式のデータ接続料・回線管理機能費の届出時期の3か月の前倒し、新様式の追加 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続料算定の適正性確保の観点から、原価の算定の適正性に係る検証を適切に実施するために必要なデータ等については、二種指定事業 	<p style="text-align: center;">無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>等接続料に係る負担が増大している状況を踏まえ、算定で用いるデータ以上のものや系統的に抽出不可能なものを求める等、事業者に過度な負担を強いることのないよう十分に配慮いただくと共に、抽出可否や収集するデータの目的等について事業者と事前に調整いただくよう要望します。</p> <p>○ 説明を求める際には、昨今の制度対応状況として、将来原価方式による3ヵ年の予測接続料の算定、実績原価方式のデータ接続料・回線管理機能費の届出時期の3か月の前倒し、新様式の追加等接続料に係る負担が増大している状況を踏まえ、事業者に過度な負担を強いることのないよう十分に配慮いただくと共に、説明が必要な範囲や目的等について事業者と事前に調整いただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>者の意見も聞いた上で、当該二種指定事業者から提出を求めることが適当と考えます。</p>	
<p>意見52</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各事業者は、ガイドラインに則り算定を行い、仮に事業者ごとに差分があったとしても各社の費用や資産の構成、会計処理やシステムの制約が異なるという事情によるものと想定されるため、現行の算定は適切に行われている認識。 ● 各社の考えやプロセスを確認するに留め、ルール化によって直課や配賦に関する統一化された基準を設けることまでは不要。 	<p>考え方52</p>	
<p>○ 現状において、各事業者は、ガイドラインに則り直課できるものを直課し、直課できないものを配賦している認識であり、仮に事業者ごとに差分があったとしても各社の費用や資産の構成、会計処理やシステムの制約が異なるという事情によるものと想定されるため、現行の算定は適切に行われている認識です。</p> <p>また、本報告書案p70にて「各社の抽出方法の統一化を志向するのではなく、まずは、各社が適正な基準により抽出作業を行い、そのプロセスを総務省が客観的に検証できるようになることが望ましい」とされていることから、各社の考えやプロセスを確認するに留め、ルール化によって直課や配賦に関する統一化された基準を設けることまでは不要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 実態として、各社の抽出方法が大きく異なっていることから、まずは、各社が適正な基準により抽出作業を行い、そのプロセスを総務省が客観的に検証できるようになることが望ましいと考えます。</p> <p>○ その検証の結果、算定の適正性が確保されないおそれがある場合には、例えば、MVNOガイドラインにおいて、直課や配賦に関する基準の明確化を図る等、所要のルール化を検討することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見53</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。 	<p>考え方53</p>	

意見	考え方	修正の有無
<ul style="list-style-type: none"> ● 検証結果は、より透明性を高める観点から、検証結果等について可能な限りMVNOに開示されることが重要であり、強く要望。(一者) 		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 原価算定の適正性向上のため、ステップ2及びステップ3における費用の抽出・配賦の考え方や算定方法等について、恣意性排除、客観性確保、総務省殿における再現を可能とすることは重要であると考えますので、まずは総務省殿が二種指定事業者各社の抽出作業プロセスを客観的に検証できるように進めるという、本報告書案に賛同いたします ○ 総務省殿にて各社の抽出プロセスや背景となる考え方を比較検証いただいたうえで、審議会への報告等を通じ、有識者の視点を交えてさらに検証を行っていただきたくお願いいたします。 ○ 加えて、より透明性を高める観点から、検証結果等について可能な限りMVNOに開示いただくことが重要と考えますので、強く要望いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】 ○ 原価の適正性向上について、現状、各社の考え方が異なり、独自の方法で回線容量課金対象費用や接続料原価の抽出されているところ、まずは客観的な検証可能性を確保するという報告書案の考え方に賛同いたします。 ○ なお、検証ができる環境が整った後には、二種指定事業者各社の算定方法についても速やかに検証を行っていただいた上で、必要に応じてルール化を行うなど、原価算定の適正性がさらに向上していくことを期待いたします。 【株式会社オプテージ】 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 検証結果等については、秘匿性の高い経営情報が含まれることにも配慮しつつ、可能な限り公開されることが望ましいと考えます。 	無
<p>意見54</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 各社において、費用・資産の構成等が異なるため、算定方法の各社統一化は、各社の事情を適切に反映されず、結果として精緻な算定とならない可能性もあることから慎重な議論が必要。したがって、算定方法等に関して各社統一化を図るのではなく各社の事情や考え方等を確認することが適当。 ● 確認、検証に当たっては、まずはこれまで提出している算定根拠について確認をすることが重要であり、データ収集等に関しては必要最小限に留め、過度に算定コストを高めることとならないよう留意すべき。 	<p>考え方54</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各社において、費用、資産の構成や管理方法、会計処理等が異なるものと考えます。こうした状況の中で、算定方法等を各社統一化するとすると、各 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実態として、各社の抽出方法が大きく異なっていることから、まずは、各社が適正な基準に 	無

意見	考え方	修正の有無
<p>社の事情を適切に反映されず、結果として精緻な算定とならない可能性もあることから慎重な議論が必要です。したがって、報告書案のとおり、算定方法等に関して各社統一化を図るのではなく各社の事情や考え方等を確認することが適当と考えます。</p> <p>○ また、確認、検証にあたっては、既に多くの算定根拠を提出していることから、まずはこれまで提出している算定根拠について確認をすることが重要であり、データ収集等に関しては必要最小限に留め、過度に算定コストを高めることとならないよう留意すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>より抽出作業を行い、そのプロセスを総務省が客観的に検証できるようになることが望ましいと考えます。</p> <p>○ その検証の結果、算定の適正性が確保されないおそれがある場合には、例えば、MVNOガイドラインにおいて、直課や配賦に関する基準の明確化を図る等、所要のルール化を検討することが適当と考えます。</p> <p>○ 接続料算定の適正性確保の観点から、原価の算定の適正性に係る検証を適切に実施するために必要なデータ等については、二種指定事業者の意見も聞いた上で、当該二種指定事業者から提出を求めることが適当と考えます。</p>	
4. 利潤の適正性向上（ β の算定方法の見直し）		
<p>意見55</p> <p>● 移動電気通信事業者の共通のリスクを特定するという趣旨に鑑みると、βの算出において対象となる事業者を二種指定事業者に限定する必然性はなく、楽天モバイル殿も含めたMNO4社全ての数値を平均化したアンレバードβを採用し、MNO間において算定のパラメータの平仄を合わせることを適当。</p>	<p>考え方55</p>	
<p>○ βは二種指定事業者の接続料を算定するために用いるものではあるものの、移動電気通信事業者の共通のリスクを特定するという趣旨に鑑みると、βの算出において対象となる事業者を二種指定事業者に限定する必然性はないと考えます。</p> <p>○ また、同一のモバイル市場で競争しているMNOという形態で事業展開していること及び昨今の電波の割当の際、二種指定事業者か否かを問わず、接続料水準が審査事項として扱われていることを踏まえると、楽天モバイル殿も含めたMNO4社全ての数値を平均化したアンレバードβを採用し、MNO間において算定のパラメータの平仄を合わせることを適当であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 接続料の算定ルールは、二種指定事業者に対して適用されるものであることから、その算定ルールの一部であるβの算定についても二種指定事業者を対象とすることが適当と考えます。</p>	無
<p>意見56</p> <p>● 移動電気通信事業比率の特定方法については、事業者間で考えの差異がな</p>	<p>考え方56</p>	

意見	考え方	修正の有無
<p>いよう事業者と事前に調整いただくよう要望。</p>		
<p>○ 移動電気通信事業比率の特定方法については、事業者間で考えの差異がないよう事業者と事前に調整いただくよう要望します。 【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 移動電気通信事業比率の特定方法については、総務省において、事業者間で考えの差異がない方法を検討することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>
<p>意見57</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本来、各社の利潤を算定する上では各社の資本コストを基本として、自社の株価βを用いることが適当であり、案2が採り得る選択肢として最も合理的。 ● 案3については、他社が採用するに足るほどの移動通信事業の比率を持つ者が存在しない状況において、それらの複数事業者のβを束ねることで移動電気通信事業のリスクとしての適切性が高まるとは考え難く、複数事業者の移動通信事業以外の事業に関するリスクが含まれたものになるため、事業者共通の移動通信事業のリスクとして扱うことは適切ではない。 ● モバイル市場は今後も事業形態や事業構造が大きく変化していく可能性があるため、今後の環境変化等があった場合は、改めてβの算定ルールについて十分議論すべき。 	<p>考え方57</p>	
<p>○ 本来、各社の利潤を算定するうえでは各社の資本コストを基本として、自社の株価βを用いることが適当と考えます。</p> <p>○ 今回、総務省より提示された3つの案のうち、案1については、上場している二種指定事業者の移動通信事業の比率はNTTドコモの株価βを採用した際のNTTドコモにおける比率と比べて相当に低く、これまでに比べて移動電気通信事業のリスクを適正に表しているとは言えず、他社が採用するほどの根拠は見出し難いと考えます。</p> <p>○ また、案3については、案1のとおり、他社が採用するに足るほどの移動通信事業の比率を持つ者が存在しない状況において、それらの複数事業者のβを束ねることで移動電気通信事業のリスクとしての適切性が高まるとは考え難いと考えます。また、複数事業者の移動通信事業以外の事業に関するリスクが含まれたものになるため、事業者共通の移動通信事業のリスクとして扱うことは適切ではないと考えます。</p> <p>○ NTTドコモの上場廃止に伴いこれまでの整理の継続ができない状況にある中では、他の事業者の上場形態の変更など当時の環境変化も踏まえれば、本来の各社の資本コストを基本とした考え方に戻すことが自然であり、</p>	<p>○ 本報告書案の案3については、移動電気通信に係るリスクは各社において大きく異なることはないこと、仮に1社特有かつ移動電気通信事業との関連が低いリスクが存在する場合、同報告書案の案2を採用すると当該リスクがその社のβに反映されることとなるため、そのβが同社の経営戦略等に大きく左右されるものとなる一方、同報告書案の案3を採用すると当該リスクを平準化することが可能となり、安定的なβの運用やMVNOの予見可能性等に資することから、案3を採用することとしたものです。</p> <p>○ 今後の事業環境の変化等が生じた場合には、必要に応じて算定ルールの見直しについて検討することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>提示された 3 つの案のうち案 2 が採り得る選択肢として最も合理的と考えます。</p> <p>○ なお、モバイル市場は今後も事業形態や事業構造が大きく変化していく可能性があります。したがって、報告書案にもあるとおり、今後の環境変化等があった場合は、改めて β の算定ルールについて十分議論すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>		
5. 需要の適正性向上		
<p>意見58</p> <p>● 需要や実トラヒック等については、経営上重要な情報にあたるため、「所要の検証」においては目的や方法等に関して事業者と事前に調整いただくよう要望。</p>	<p>考え方58</p>	
<p>○ 需要や実トラヒック等については、経営上重要な情報にあたるため、「所要の検証」においては目的や方法等に関して事業者と事前に調整いただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 接続料算定の適正性確保の観点から、需要の算定の適正性に係る検証を適切に実施するために必要なデータ等については、二種指定事業者の意見も聞いた上で、当該二種指定事業者から提出を求めることが適当と考えます。</p>	無
<p>意見59</p> <p>● MVNOにとっての予見可能性については現状においても確保されている。需要算定の基本的な考え方自体は、MVNOはMNOと相違はない認識であり、イコールフットリングは十分に確保されている。</p>	<p>考え方59</p>	
<p>○ 接続料の予見可能性の観点では、3年分の将来原価を提示しており、MVNOからの要望があれば算定根拠を基に情報開示できる状態にあるため、MVNOにとっての予見可能性については現状においても確保されていると考えます。</p> <p>○ また、MVNOは自社ユーザのトラヒック状況等を踏まえ、MNOから必要帯域を調達しMVNOの設備増強及びISP回線の増強を行うものであって、設備増強タイミング等は各社で異なる可能性があるものの、需要算定の基本的な考え方自体はMNOと相違はない認識であり、イコールフットリングは十分に確保されていると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 需要の算定方法については、具体的な推計の手法等が明確化されていないため、各社において需要の算定方法や予測方法等が大きく異なっていたことを踏まえ、需要の算定の適正性を確保する観点から、総務省において、需要の定義や冗長等に関する考え方を含んだ各社の詳細な算定根拠や実トラフィック等について毎年度把握し、所要の検証を行っていくことが適当と考えます。</p>	無

意見	考え方	修正の有無
<p>意見60</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本報告書案に賛同。 ● 需要の定義や冗長設備に関する考え方がMNOとMVNOで同等であるか否かについては、イコールフットィングの確保において非常に大きな影響を与えるため、二種指定事業者各社の詳細な算定根拠や実トラフィック等を把握して検証を行うことは非常に効果的であり、また、そうした差がMNO間のみならずMNOとMVNO間でもあるかについて、特に重点的に検証することを要望。 ● 検証結果について可能な限りMVNOに開示いただくことを強く要望。 	<p>考え方60</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本報告書案に賛同いたします。 ○ 移動通信市場の健全な発展のためには、MNOとMVNOの間で公正かつ活発な競争が持続していくことが必要であり、そのためにはMNOとMVNOが同じ条件で公正に競争するためのイコールフットィングの確保が重要であると考えます。 ○ 本報告書案において、二種指定事業者各社の需要の算定方法や予測方法等が大きく異なっているとの確認結果が示されているところ、需要の定義や冗長設備に関する考え方がMNOとMVNOで同等であるか否かについては、イコールフットィングの確保において非常に大きな影響を与えるものと考えております。また、MNO各社において「新料金プラン」の導入が発表されて以降、新料金プランやサブブランドなどの料金が、多くのMVNOが提供するプランと利用者料金水準が接近するものとなっている一方で、その品質はMNOのメインブランドと同等と謳われていることから、需要の定義や冗長設備に関する考え方等について、MNO間のみならずMNOとMVNO間でも差があるかについては疑義が生じるようになっておりますので、総務省殿においては、特に重点的に検証いただくことを要望いたします。 ○ 加えて、より透明性を高める観点から、検証結果等について可能な限りMVNOに開示いただくことが重要と考えますので、強く要望いたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】 ○ 移動系通信市場の健全な発展には、MNOとMVNOの競争を通じて料金の低廉化やサービスの多様化が実現することが必要であり、このためには、MNO 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賛同の御意見として承ります。 ○ 需要の算定の適正性を確保する観点から、総務省において、需要の定義や冗長等に関する考え方を含んだ各社の詳細な算定根拠や実トラフィック等について毎年度把握し、所要の検証を行っていくことが適当と考えます。 ○ 検証結果等については、秘匿性の高い経営情報が含まれることにも配慮しつつ、可能な限り公開されることが望ましいと考えます。 	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>と MVNO 間のイコールフットイングが確保されていることが重要であると考えます。</p> <p>○ この点、MVNOは回線容量に応じた接続料がサービス原価の大半を占めているところ、MNOとMVNO間で需要の定義が異なる場合や冗長設備に対する認識に相違がある場合は、MNOとMVNOとのイコールフットイングが確保できていないおそれがあります。そのため、二種指定事業者各社の詳細な算定根拠や実トラフィック等を把握して検証を行うことは非常に効果的であると考えますので、本報告書案で示された考え方に賛同いたします。報告書案で示された内容が可能な限り速やかに実行されるとともに、適正性の確保に課題等が生じていることが確認された場合には、速やかに解決に向けた取り組みを行っていただくことを期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見61</p> <p>● 実トラフィック等の詳細データは重要な経営情報にあたり提出することが困難なものであることから、提示する内容・範囲等については過度なものとならないよう留意すべき。</p>	<p>考え方61</p>	
<p>○ 実トラフィック等の詳細データは重要な経営情報にあたり提出することが困難なものであることから、提示する内容・範囲等については過度なものとならないよう留意すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ 接続料算定の適正性確保の観点から、需要の算定の適正性に係る検証を適切に実施するために必要なデータ等については、二種指定事業者の意見も聞いた上で、当該二種指定事業者から提出を求めることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

・その他

意見	考え方	修正の有無
<p>意見62</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 光ファイバの接続料は減少したが、FTTHの利用料金には大きな変化が見られない。 ● 国民が高速なネット環境を適切な費用で利用し、事業者がその収益を用いてトラフィックの増大に応じた設備投資を行い、安全安心で高速なネットワーク環境を提供する社会を目指し、接続料の算定時には、従来の検討事項に加え、使用料金や利用者の声、接続料が下がる便益をうけた事業者の適切な設備投資や、利用者に適切な便益を施しているのかを調査・分析することも今後の研究会での検討に加えるべき。 	<p>考え方62</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ はじめに 接続料の算定等に関する第五次検討（案）をありがとうございます。一国民として持続ある情報通信産業の意見など、今後の検討の一助となればと思い、いくつか記載いたします。 ○ 加入光ファイバーの接続料金と加入者のFTTH料金について 光ファイバーの接続料金の引き下げの“目的“は、加入者に提供する通信料金が、競争状態となり、適切に逓減し、加入者にとり安価な料金となり、”多くの人が“高速なFTTH回線を通じてICT社会の利便性を享受し、日本がデジタル社会となり、生産性を上げることであると思う。 ○ この20年間で光ファイバーのコストは、ファイバー価格減、加入者増、機器の低価格化、運営の合理化により下がり、接続料は、シングルスター方式で半分弱と減少している。一方で、最終加入者の戸建ての通信料金には大きな変化が見られていない。 ○ 数年ごとの技術進歩でスマホの買い替えを行う携帯市場では、加入者の平均契約期間が2？4年と短いですが、一方、住宅に付随する加入者のFTTHでは加入期間が8？10数年と長いことが知られており、加入者には長期の通信料金を負担しており、この接続料の値下げ効果はあまり反映されていないように見受けられる。 ○ このように長期利用が想定される市場特性もあり、事業者は加入者一名を獲得できれば、たとえば60万円（=10年×12か月×5千円）の期待売上が想定される場合、企業活動として新規加入者の獲得にむけた積極的な活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 頂いた御意見は、参考として承ります。 	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>や、接続料の引き下げ要望が出されることが想定される。実際に通信事業者の各社が知恵をつかい、(クレームが多い) 加入獲得活動や、携帯とのセット割などの方法で活動をしているように見える。</p> <p>○ 目指すべき社会は、多くの国民が高速なネット環境に適切な費用で利用し、また事業者はその料金を用いてトラフィックの増大に応じた設備に投資し、安全安心で高速な NW 環境を提供することにあるのではないかと考える。</p> <p>○ そのように考えた場合、接続料の算定時には、従来の情報に加えて、“加入者の料金や加入者からクレーム”、さらに接続料が下がる便益をうけた事業者は適切に設備投資をしているかについても調査・分析し、接続料を下げた成果として、各事業者が加入者に適切な便益を施しているのかについて調査し、検討することも期待され、今後の研究会での検討に加えて頂けるとよいのではと考える。</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>		
<p>意見63</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気通信事業者各社は、契約者が用いる各社用意のメールアドレスについて、送信受信双方について T L S での保護 (SMTPoverTLS、STARTTLS) が可能なようにすべき。 ● MNO各社は、契約者の端末 (又は端末 S I M) の位置情報が、個人情報となるものである事を認めるべき。 	考え方63	
<p>○ >全般的に</p> <p>記載が無かったので指摘しておくが、電気通信事業者各社は、契約者が用いる各社用意のメールアドレスについて、送信受信双方について TLS での保護 (SMTPoverTLS、STARTTLS) が可能なようにされたい。</p> <p>ようやく、@docomo.ne.jp について TLS での保護が可能になってきたのではないと思われる状況なのであるが、各社、あまりにセキュリティ・個人情報保護について悪質である事について、国民としては完膚なきまでに糾弾したい考えである。IS027001 (JIS Q 27001) 等を取得しているはずなのに、何を考えているのか？契約者である当方が要望 (メールの TLS での保護についてのもの。個人情報保護法、電気通信事業における個人情報保護ガイドライン、電気通信事業法等を真っ当に解釈するのであれば、ほぼ義務的に行っていないはずではないはずである。まあ総務省からしてその解釈についてお</p>	○ 本報告書案の内容と直接関係のない御意見として承ります。	無

意見	考え方	修正の有無
<p>かしいのであるが。弛んだ不斐性の無い国民より不正実行者達に寄り添う様な愚かな省である。誰のせい（か？）を行っても対応せず、そもそも TLS での保護を行っているかどうかの回答すらしない、というのは認証を返上すべきようなものであろう。</p> <p>恥も罪も分からないのではないか。そう見るが。</p> <p>（証明書が用意できるのであれば）すぐ対応出来る事のはずであるが、電気通信事業者は、電子メールの TLS による送信受信の保護について、年内に可能なようにされたい。</p> <p>加えて言っておくと、高額の料金を支払っているのに、そんな事すらされていなかった、というのは、侮蔑に値するものである事を述べておく。</p> <p>高い料金を請求して、多くの従業員を抱えて、何をしていたのか。</p> <p>大きな会社の分際で社会で愚かな振る舞いをするのもいい加減にされたい。</p> <p>○ > 全体的に 2</p> <p>関係して指摘しておくが、MNO 各社は、いい加減、契約者の端末（又は端末 SIM）の位置情報（言葉遊びはともかく、要するに契約者の個人情報と判定出来る識別情報と紐付いた位置についての情報である。）が、個人情報（個人情報保護法 2 条 1 項）となるものである事を認められたい（なお、契約者に都度示す程度の情報については社外秘情報ともならないものはずであろう。情報整理して言うとなら結論付けられるはずであろう。）。</p> <p>それすら分からないのは愚かであり、また誤魔化すのであれば「馬鹿」なのであるが、見え見えの「馬鹿」が大きな会社に白昼堂々で行われている事については批判してもしきれない程問題ある事である。（なお、この事については各地の地方裁判所や高等裁判所でも「馬鹿」な裁判が繰り返えされているのであるが、裁判官らが反日本の「馬鹿」が過半であるというのは裁判所を知る者であれば分かる事である。「馬鹿」な裁判を雑誌に載せさせ調子に乗ったり、また違法な裁判の要求を行ったりしないようにされたい。まあ総務省はその「馬鹿」らを暖かく擁護しているようであるが（一見してすぐに個人情報と分かるもの（なお電気通信事業に関わるものである）なので総務省にも判断を行う同義がある。）を、知らぬ存ぜぬして判断を避けようとする</p>		

意見	考え方	修正の有無
のは、国民への裏切りであり事務を担当する省庁としての道義的な罪と言ってよい。)) 【個人B】		